

**総務地域連携交通常任委員会
所管事項説明資料**

令和5年5月24日

地域連携・交通部

目 次

1	組織の概要	1
2	令和5年度当初予算の概要	7
3	事務事業の概要	17
4	所管事項	25
	【部長所管】	
	(1) 地籍調査の推進について	27
	(2) 宮川の流量回復などの取組について	29
	(3) 木曾岬干拓地の土地利用について	33
	(4) 地域公共交通政策について	37
	(5) 広域交通政策について	41
	(6) 市町との連携・協働による地域づくりについて	43
	(7) 移住促進の取組について	49
	(8) 市町の行財政運営への支援について	57
	【スポーツ推進局長所管】	
	(9) スポーツの推進について	59
	(10) 競技力向上対策について	63
	【南部地域振興局長所管】	
	(11) 南部地域の振興について	67

1 組織の概要

地域連携・交通部

※電話番号が下4桁のみの表示については、「059-224-」が省略されています。

【課等名称・E-mail】

〔班等名称〕

(電話番号) 《主な所掌事務》

地域連携・交通総務課
chiren@pref.mie.lg.jp

企画調整班

2711

○部内の企画調整、議会対応、広聴広報、公益法人等

総務班

2715

○部内の組織・人事、危機管理、人権施策

予算経理班

2717

○部内の予算・決算・経理

水資源・地域プロジェクト課
shigen@pref.mie.lg.jp

水資源・土地利用班

2010

○水資源開発の総合的な企画調整、国土利用計画法、地籍調査事業の推進

地域プロジェクト班

2419

○木曾岬干拓地等の利活用の推進

交通政策課
kotsu@pref.mie.lg.jp

交通政策班

2622

○生活交通（鉄道、バス、タクシー）の維持・確保、次世代モビリティ等の活用推進、自転車活用の推進

広域交通・リニア推進課
kouikik@pref.mie.lg.jp

広域交通・リニア推進班

2805

○広域交通ネットワーク機能（空港、航路）の向上、リニア推進

地域づくり推進課
chiiki@pref.mie.lg.jp

地域企画班

2170

○市町の地方創生、市町への権限移譲、市町の合併

地域づくり推進班

2351

○市町等との連携による地域づくり推進、過疎地域の振興

移住促進課
iju@pref.mie.lg.jp

移住促進班

2420

○移住の促進

市町行財政課
shichos@pref.mie.lg.jp

行政班

2171

○市町の行政運営・公務員制度、住民基本台帳制度

財政第1班

2174

○市町村税、市町の地方交付税

財政第2班

2173

○市町の地方債、市町の地方公営企業

選挙班

2172

○選挙の管理執行、政治資金

スポーツ推進局

スポーツ推進課
sports@pref.mie.lg.jp

総務企画班

2985

○局内の総務・企画調整、県営スポーツ施設の管理運営

スポーツ推進班

2986

○地域スポーツの推進

競技力向上対策課
kyougi@pref.mie.lg.jp

事業調整班

2996

○競技力向上対策の総合調整

競技力向上対策班

2979

○選手の発掘・育成・強化、指導者の養成

南部地域振興局

南部地域振興企画課
nanbu@pref.mie.lg.jp

振興企画班

2192

○南部地域振興の企画及び総合調整、離島・半島地域の振興

東紀州振興課
hkishu@pref.mie.lg.jp

東紀州振興班

2193

○東紀州地域の振興、熊野古道伊勢路の活用

地域防災総合事務所

【地域機関等名称・E-mail】

〔課等名称〕

(電話番号) 《主な所掌事務》

桑名地域防災総合事務所

wchiiki@pref.mie.lg.jp
地域調整防災室

県民防災課

0594-24-3821

○危機管理、広聴、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙、人権、文化、交通安全

桑名旅券コーナー

0594-24-0010

○旅券（パスポート）

総務課

0594-24-3600

○情報公開、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

環境室

環境課

0594-24-3624

○環境規制指導、廃棄物対策

四日市地域防災総合事務所

ychiiki@pref.mie.lg.jp
地域調整防災室

地域防災課

059-352-0560

○危機管理、広聴、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙、人権、文化、交通安全

総務生活課

059-352-0552

○情報公開、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

四日市旅券コーナー
(近鉄百貨店四日市市内)

059-354-6499

○旅券（パスポート）

環境室

環境保全課

059-352-0593

○環境規制指導

廃棄物対策課

059-352-0593

○廃棄物対策

鈴鹿地域防災総合事務所

zchiiki@pref.mie.lg.jp
地域調整防災室

県民防災課

059-382-9786

○危機管理、広聴、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙、人権、文化、交通安全

鈴鹿旅券コーナー
(鈴鹿ハンター内)

059-379-5114

○旅券（パスポート）

総務課

059-382-9785

○情報公開、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

環境室

環境課

059-382-8675

○環境規制指導、廃棄物対策

津地域防災総合事務所

tchiiki@pref.mie.lg.jp
地域調整防災室

県民防災課

059-223-5300

○危機管理、広聴、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙、人権、文化、交通安全

総務課

059-223-5010

○情報公開、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

環境室

環境課

059-223-5083

○環境規制指導、廃棄物対策

松阪地域防災総合事務所

mchiiki@pref.mie.lg.jp
地域調整防災室

地域防災課

0598-50-0503

○危機管理、広聴、南部地域活性化、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙、人権、交通安全

総務生活課

0598-50-0500

○情報公開、文化、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

松阪旅券コーナー

0598-50-0633

○旅券（パスポート）

環境室

環境課

0598-50-0530

○環境規制指導、廃棄物対策

伊賀地域防災総合事務所

gchiiki@pref.mie.lg.jp
地域調整防災室

地域防災課

0595-24-8003

○危機管理、広聴、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙

総務生活課

0595-24-8000

○情報公開、人権、文化、交通安全、経理

伊賀旅券コーナー

0595-24-8018

○庁舎管理、公用車の運行管理業務

伊賀旅券コーナー

0595-24-8305

○旅券（パスポート）

環境室

環境課

0595-24-8078

○環境規制指導、廃棄物対策

地域活性化局

【地域機関等名称・E-mail】

〔課等名称〕

(電話番号) 《主な所掌事務》

南勢志摩地域活性化局

nchiiki@pref.mie.lg.jp
地域活性化防災室

地域防災課

0596-27-5115

○危機管理、広聴、南部地域活性化、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙

総務生活課

0596-27-5111

○情報公開、人権、文化、交通安全、経理

0596-27-5364

○庁舎管理、公用車の運行管理業務

伊勢旅券コーナー

0596-22-7775

○旅券（パスポート）

環境室

環境課

0596-27-5405

○環境規制指導、廃棄物対策

紀北地域活性化局

ochiiki@pref.mie.lg.jp
地域活性化防災室

県民防災課

0597-23-3407

○危機管理、広聴、東紀州地域活性化、市町等との連携による地域づくり、情報公開、人権、文化、交通安全、防災、消防・保安、選挙

尾鷲旅券コーナー

0597-23-3597

○旅券（パスポート）

総務課

0597-23-3400

○経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

環境室

環境課

0597-23-3469

○環境規制指導、廃棄物対策

紀南地域活性化局

kchiiki@pref.mie.lg.jp
地域活性化防災室

県民防災課

0597-89-6105

○危機管理、広聴、東紀州地域活性化、市町等との連携による地域づくり、人権、文化、交通安全、防災、消防・保安、選挙

熊野旅券コーナー

0597-89-6169

○旅券（パスポート）

総務課

0597-89-6101

○情報公開、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

環境室

環境課

0597-89-6937

○環境規制指導、廃棄物対策

2 令和5年度当初予算の概要

令和5年度 地域連携・交通部 当初予算総括表

単位:千円
(上段:事業費、下段:県費)

	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	前年度比較増減 (B-A) (C)	増減率 (C/A)
一般会計 総務費	9,310,411 (5,621,651)	8,425,730 (6,022,478)	△884,681 (400,827)	△9.5% (7.1%)
※うち スポーツ推進局	2,061,583 (1,502,830)	2,328,720 (1,483,033)	267,137 (△19,797)	13.0% (△1.3%)
※うち 南部地域振興局	263,539 (146,226)	278,979 (251,621)	15,440 (105,395)	5.9% (72.1%)

令和5年度 地域連携・交通部 当初予算(課別)

単位:千円

課名	令和4年度 事業費 (県費)	令和5年度 事業費 (県費)	増減額 事業費 (県費)	令和5年度当初予算の主な事業
地域連携・交通総務課	2,634,230 (2,633,956)	2,054,889 (2,054,489)	△579,341 (△579,467)	・人件費 1,975,014
水資源・地域プロジェクト課	1,031,882 (444,208)	821,586 (500,315)	△210,296 (56,107)	・木曾岬干拓地整備事業費 231,840 ・工業用水道事業会計出資金 319,558 ・地籍調査費負担金 176,235 (2月補正含み 333,399)
交通政策課	1,148,331 (433,104)	970,082 (545,475)	△178,249 (112,371)	・地方バス路線維持確保事業費 345,000 ・伊勢鉄道基盤強化等対策事業費 288,680 ・地域交通体系整備基金積立金 200,037
広域交通・リニア推進課	26,118 (26,118)	62,985 (62,985)	36,867 (36,867)	・航空関係費 45,651 ・リニア中央新幹線関係費 17,266
地域づくり推進課	845,933 (149,175)	825,954 (143,647)	△19,979 (△5,528)	・市町村振興事業基金交付金 679,226 ・特例処理事務交付金 134,292
移住促進課	53,532 (26,057)	93,633 (44,529)	40,101 (18,472)	・ええとこやんか三重移住促進事業費 64,395 ・移住者を受け入れる態勢の充実支援事業費 29,238
市町行財政課	1,245,263 (259,977)	988,902 (936,384)	△256,361 (676,407)	・県議会議員選挙費 855,583 ・住民基本台帳ネットワークシステム整備事業費 83,766
スポーツ推進課	1,246,176 (859,816)	1,658,757 (966,957)	412,581 (107,141)	・三重交通Gスポーツの杜鈴鹿事業費 914,687 ・体育スポーツ振興基金積立金 383,758 ・レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業費 130,000
競技力向上対策課	815,407 (643,014)	669,963 (516,076)	△145,444 (△126,938)	・競技力向上対策事業費 519,830 ・国民体育大会派遣事業費 150,133
南部地域振興企画課	139,723 (28,603)	132,598 (113,292)	△7,125 (84,689)	・豊かな自然の中で安心して楽しむ南部地域魅力発信事業費 54,226 ・離島航路支援事業費 34,445 ・離島航路船舶新造事業補助金 16,500
東紀州振興課	123,816 (117,623)	146,381 (138,329)	22,565 (20,706)	・東紀州集客交流推進事業費 73,687 ・熊野古道活用促進事業費 14,337 ・熊野古道伊勢路「歩き旅」ブランディング事業費 12,499
合計	9,310,411 (5,621,651)	8,425,730 (6,022,478)	△884,681 (400,827)	

公共交通の確保・充実

予算額1,033,067千円

交通政策課 224-2622

広域交通・リニア推進課 224-2805

安心を支える地域公共交通の維持・活性化

(一部新) 鉄道活性化促進事業 (5,628千円)

- ・鉄道の維持・活性化のため沿線自治体等と連携して要望活動や利用促進の取組を実施
- ・「関西本線活性化利用促進三重県会議」において、関西本線（亀山～加茂）の維持・活性化に向けた取組を実施

伊勢鉄道基盤強化等対策事業 (288,680千円)

- ・第三セクターの伊勢鉄道（株）について設備整備や新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経営状況を支援



地方バス路線維持確保事業 (345,000千円)

- ・地域間幹線系統バスの運行経費等に国と協調して補助を実施
- ・県及び市町の地域公共交通会議等において地域公共交通の維持・活性化に取り組む



その他主な生活交通維持確保事業

- 鉄道利便性・安全性確保等対策事業 (100,082千円)
- モビリティ・マネジメント力育成事業 (1,155千円)

交通空白地等における移動手段の確保

(新) 交通空白地移動手段確保事業 (29,500千円)

- ・交通空白地等における県民の移動手段確保に向けて、次世代モビリティ等を活用した取組や交通分野と福祉分野等との連携による取組など、市町や事業者の新たな取組を支援
- ・観光地の夜間の二次交通について調査を実施
- ・既存公共交通に加え多様な輸送資源を総動員する新たな交通に関する方向性を示したマスタープランである「三重県地域公共交通計画（仮称）」を策定



未来への広域交通網の充実

(一部新) リニア中央新幹線関係費 (17,266千円)

基本戦略の策定

- ・リニア開業が本県の発展につながるよう、「三重県リニア基本戦略（仮称）」を策定し、リニア活用の考え方やめざすべき将来像を整理

円滑な事業実施に向けた連携・協力

- ・JR東海との協議、事業支援



県内駅位置、ルートの早期確定に向けた協議、リニア事業の円滑な実施

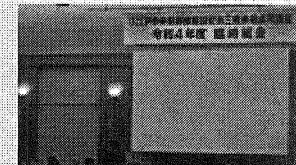
- ・「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」や「リニア建設促進三重県期成同盟会」を通じた関係府県等との連携強化



環境影響評価の早期着手、一日も早い全線開業の実現に向けた活動を強力に推進



令和4年度 三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進大会



令和4年度リニア建設促進三重県期成同盟会臨時総会

リニア事業への理解・気運醸成

- ・「みえリニア応援クラブ」の会員と連携した啓発活動

(一部新) 航空関係費 (45,651千円)

- ・「中部国際空港利用促進協議会」や「関西国際空港全体構想促進協議会」等を通じた空港の利用促進活動、中部国際空港の第二滑走路整備に向けた空港会社の取組を支援

移住の促進～「選ばれる三重」となるために～ 予算額 93,633千円



移住促進課 224-2420

新型コロナウイルスや、テレワークなど場所を選ばない働き方の浸透をきっかけに、ライフスタイルを地方での生活重視に変えたい等、地方移住への関心が高まっています。そこで、三重の「暮らし」「子育て」「しごと」など移住に向けたアピールポイントを様々な手法により総合的・戦略的に発信することで、「選ばれる三重」となることをめざします。

(一部新) ええとこやんか三重移住促進事業 (64,395千円)

令和5年度は重点施策としてターゲットを明確にした情報発信事業を展開

関西圏・中京圏に向けたアプローチ

New マスメディア・交通広告等による情報発信

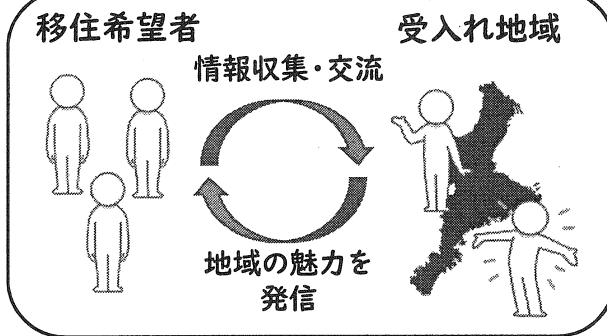
マスメディアや交通広告を活用し、三重の暮らしの魅力を発信

New 大規模移住セミナーの実施

移住希望者に訴求効果が高いテーマによる市町・関係部局と連携した大規模移住セミナーを実施

New 新たな情報発信・交流の場づくり

SNSを活用した、地域のキーパーソンと移住希望者が交流できる場づくり



New 三重へのUターンのきっかけ創出

三重の暮らしの魅力を再発見することで、県外に出ている若者のUターンのきっかけを創出

ワンストップできめ細かな移住相談体制

「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心としたきめ細かな相談対応
首都圏・関西圏・中京圏での移住や就職相談会等の実施

総合的な情報発信と気運の醸成

全国移住フェアへの出展
広域連携によるプロモーション
ホームページやSNSによる情報発信

移住者を受け入れる態勢の充実支援事業 (29,238千円)

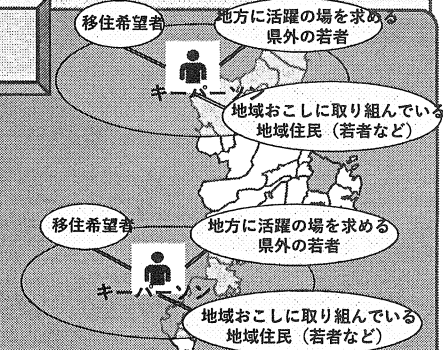
移住者を受け入れる地域の態勢の充実

- ・移住促進に向けた課題解決などの共有の場として、市町担当者会議や研修会を開催
- ・東京圏から移住・就職した人等を対象に、市町と連携して移住支援金を支給 (子育て世帯の移住を後押しする世帯加算額を拡充)

移住者と地域をつなぐ人づくり講座

移住後のサポートに加え、移住者や地域の方と一緒に地域づくりに取り組む人を育成、キーパーソンとして活動

ネットワーク構築により、
県全体の受け入れ態勢が充実



競技スポーツの推進

予算額 1,750,046千円

スポーツ推進局

スポーツ推進課 224-2985

競技力向上対策課 224-2996

- 鹿児島国体に向け、成年・少年選手の強化活動を支援するとともに、次代を担うジュニア・少年選手の発掘・育成や優れた指導者の養成に取り組みます
- 全国大会や国際大会での活躍をめざすパラアスリートの強化活動を支援します
- 県営スポーツ施設について、利用者がより安全・安心に利用できる環境を提供するため、必要な改修・修繕を行います。また、指定管理者と連携し、感染防止対策の徹底やより良いサービスの提供に取り組みます

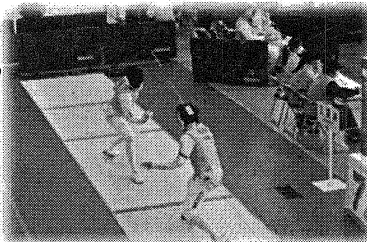
競技力の向上

競技力向上対策事業 (519,830千円)

選手・チームの強化

育成・強化してきた選手・チームが活躍できるよう強化活動を支援

- チームみえ国体選手強化事業 (190,000千円)
- 大学運動部、企業・クラブチーム強化指定事業 (12,600千円)



ジュニア・少年選手の発掘・育成

国内外の大会での活躍が期待できるジュニア・少年選手の強化活動を支援

- チームみえジュニア育成事業 (30,000千円)
- ジュニアクラブ・運動部強化指定事業 (4,500千円)



指導者の養成

幅広い世代で指導者を養成し、一貫指導体制を構築

- チームみえ・コーチアカデミーセンター事業 (24,810千円)

パラアスリートの強化

国際・全国大会で活躍できるパラアスリートの強化活動を支援

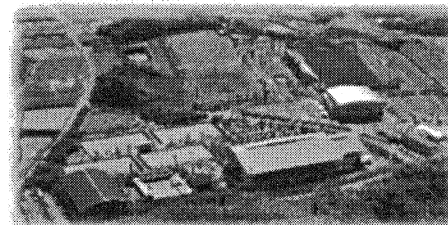
- パラリンピック等選手強化指定事業 (8,700千円)

安定的な競技力の確保

スポーツ施設の充実

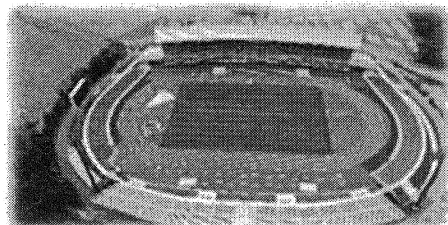
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿事業 (914,687千円)

- ・施設の効率的・効果的な管理運営 313,178千円
- ・サッカー・ラグビー場メイングラウンド照明LED化改修工事など 601,509千円



三重交通G スポーツの杜 伊勢事業 (101,858千円)

- ・施設の効率的・効果的な管理運営 66,990千円
- ・陸上競技場芝生常緑化に伴う管理業務、樹木伐採など 34,868千円



安全・安心、より良いサービス

地域スポーツと障がい者スポーツの推進

予算額 636,241千円 (うちスポーツ推進局分 578,674千円)

スポーツ推進局

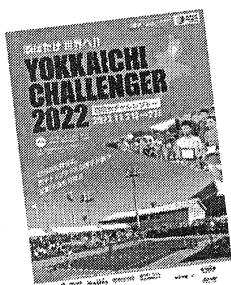
スポーツ推進課 224-2986

- 三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて積み上げてきたレガシーを活用して、大規模大会等の誘致・開催や競技種目を定着させるための普及イベント等の実施に取り組む市町および競技団体を支援します
- あらゆる世代の皆さんがスポーツに参画する（「する」「みる」「支える」）機会の拡充に取り組みます
- 障がいの有無に関わらず、身近な地域でスポーツを楽しむことができる環境づくりや、障がい者スポーツに取り組む機会の充実、選手の発掘や支える人材の養成等に取り組みます

地域スポーツの推進

レガシーを活用した みえのスポーツ支援事業 (130,000千円)

- ・市町・競技団体等が実施する国際・全国大会等の大規模大会の開催、トップチーム等の合宿誘致、競技普及イベントの開催などに必要な費用を支援
- <予定されている大規模大会>
テニス国際大会、体操全国大会 など



▲ 国際大会の開催



▲ 競技普及イベントの開催

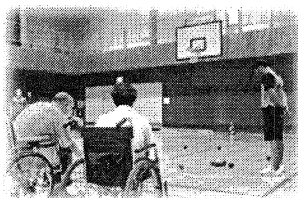
スポーツによるまちづくり

(一部新) 地域スポーツ推進事業 (47,773千円)

- ・スポーツ推進月間等の周知啓発、「みえのスポーツフォーラム」の開催
- ・総合型地域スポーツクラブの質的充実 など

地域スポーツイベント開催事業 (16,088千円)

- ・「みえスポーツフェスティバル」、「美し国三重市町対抗駅伝」の開催



▲みえのスポーツフォーラム
(ポッチャ体験)



▲美し国三重市町対抗駅伝

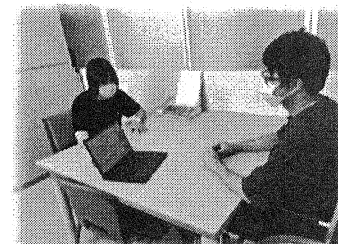


運動・スポーツにふれ親しむ環境づくり

障がい者スポーツの推進

障がい者スポーツの裾野の拡大 【子ども・福祉部】 (57,567千円)

- ・「三重県障がい者スポーツ支援センター」において、県民・企業等からの相談対応、障がい者スポーツ団体と企業等のニーズのマッチング
- ・選手の発掘に向けた初心者講習会、指導員の養成研修の実施
- ・競技団体の遠征費の補助 など



▲三重県障がい者スポーツ支援センター

障がい者スポーツの裾野の拡大

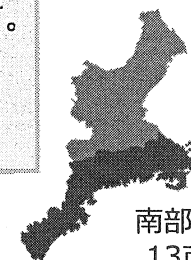
南部地域の活性化

予算額81,186千円

南部地域振興局

南部地域振興企画課 224-2192

- 南部地域を離れた若者が、地域の魅力に触れることのできる機会を提供し、地域への愛着形成やUターンにつなげます。
- 地域ならではの特色ある資源を活用し、主体的に地域づくり活動に取り組む人材（活動人口）の育成に取り組みます。
- 南部地域活性化基金を活用して、複数市町の連携による南部地域の活性化に向けた取組を支援します。
- 県内学校が実施する教育旅行を支援するとともに、県外からの教育旅行の誘致に取り組みます。

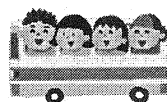


南部地域
13市町

若者の定着・活動人口の創出

【新】南部地域の企業・魅力体感事業（4,107千円）

- ▶ 南部地域外に進学・就職した若者を対象に、南部地域の企業見学、地域で活躍している方々との意見交換や南部地域の暮らしの魅力を体感してもらえるバスツアーを実施します。



地域づくり人材支援事業（2,054千円）

（“南部ヘカムバック”フィールドワーク事業）

- ▶ 進学に伴い生まれ育った地域を離れた若者が、南部地域の人々との交流を深めながら、地域課題解決のためのフィールドワークを行い、課題の分析とその解決に向けて取り組みます。

【新】ファンとともに南部地域の観光資源PR事業

（6,696千円）

- ▶ 南部地域の観光地としての魅力向上のため、地域の人びとがファン・マニアとともに、南部地域の特色ある地域資源について、観光コンテンツとしての磨き上げを行います。

南部地域活性化基金支援事業（9,800千円）

- ▶ 南部地域活性化基金を活用し、南部地域の魅力を活かした若者の出逢いの場の創出や一次産業の体験を通じた関係人口の創出など、南部地域の活性化に寄与する事業に連携して取り組む市町を支援します。

【一部新】豊かな自然の中で安心して楽しめる

南部地域魅力発信事業（54,226千円）

① 県内教育旅行支援

県内の小・中・高等学校等が南部地域で実施する、宿泊を伴う体験教育旅行の費用を支援します。

② 【新】県外からの教育旅行の誘致

県外学校が実施する教育旅行の誘客促進のため、南部地域への教育旅行モニターツアーを実施します。



東紀州地域の活性化

予算額146,381千円

南部地域振興局

東紀州振興課 224-2193

熊野古道の世界遺産登録20周年（令和6年）を見据え、世界遺産としての価値を背景に、熊野古道伊勢路の「歩き旅」を象徴的なイメージとするブランディングを進めるとともに、奈良県・和歌山県と連携するなど、伊勢路の魅力のさらなる向上と来訪意欲の喚起に向けて取り組みます。

また、伊勢路を軸に「拠点滞在型観光」を推進し、さまざまな地域イベント等と連動させながら、来訪者の滞在の長期化やリピーターの獲得を図ることにより、観光業および第一次産業を含めた関連産業の振興につなげます。

熊野古道の未来への継承と活用

予算額 109,558千円

【新】熊野古道伊勢路「歩き旅」ブランディング事業 12,499千円

伊勢路全域で統一感のある案内標識の整備を支援するとともに、山歩きアプリを活用するなど、「歩き旅」を安全に楽しめる環境整備を実施します。

【一部新】熊野古道活用促進事業 14,337千円

伊勢路踏破イベントの開催、セミナー等による伊勢路の価値や魅力の発信、スペイン・バスク自治州との交流促進に取り組みます。

Easy Access to 東紀州!プロジェクト推進事業 5,985千円

熊野古道世界遺産登録20周年に向けた奈良県、和歌山県との広域連携による情報発信等に取り組みます。

東紀州地域集客交流推進事業 73,687千円

熊野古道センターにおいて、熊野古道をはじめとした東紀州地域の歴史・文化、自然等を地域内外に発信するとともに、集客交流を促進します。

東紀州地域活性化推進費 3,050千円

熊野古道の関係者が一堂に会して意見交換等を行う「熊野古道協働会議」を通じて、古道の保全と活用に向けて取り組みます。

熊野古道伊勢路における拠点滞在型観光の推進

※観光部の【新】拠点滞在型観光推進事業の一部 予算額 20,000千円

- ・歩き旅に適した宿泊施設等を対象にした外国人巡礼者の受入れノウハウを学ぶワークショップの開催や英語ガイドマップ制作等により案内機能を強化します。
- ・外国人目線で、伊勢路「歩き旅」の地元密着記事の発信等をするSNSを立ち上げるとともに、和歌山県の熊野三山エリア来訪者向けへの情報発信を充実します。

地域資源を生かした持続可能な地域社会づくり

予算額 36,823千円

【新】東紀州地域ランニング人口誘致調査事業 9,809千円

東紀州地域へランニング人口等を誘致する手法について、イベントの開催を含めて課題や経費、経済効果等を調査します。

【新】サイクリング観光推進事業 5,500千円

東紀州地域独自のサイクリングルートを設定し、地域の観光資源を活用したサイクリスト向けのコンテンツの商品化をめざします。

(熊野古道ルート図)



3 事務事業の概要

事 務 事 業 概 要

項 目	概 要
<p>【地域連携・交通総務課】</p> <p>課長 鈴木 さおり</p> <p>TEL 059-224-2711</p> <p>1 部内の企画および組織、人事、予算、経理等について</p> <p>人権・危機管理監</p> <p>森田 潤</p> <p>TEL 059-224-2022</p> <p>1 部内の人権および危機管理について</p>	<p>部内の企画、調整、組織、人事、予算、経理等に関する業務を一元的に行い、部内の各課、地域防災総合事務所、地域活性化局とともに担当施策を推進する。</p> <p>部内の人権施策および危機管理に関することを行う。</p>
<p>【水資源・地域プロジェクト課】</p> <p>参事兼課長</p> <p>浅野 覚</p> <p>TEL 059-224-2010</p> <p>1 水資源開発の総合的な企画・調整について</p> <p>2 総合的な土地利用の調整について</p> <p>3 国土調査(地籍調査事業)の推進について</p>	<p>水資源の効率的な利用や未利用水対策等の企画・調整を図るとともに、水資源開発促進法および水資源機構法に基づく法手続き並びに関連調整事務を行う。</p> <p>また、異常渇水時における調整を行う。</p> <p>国土利用計画法に基づき、総合的かつ計画的な土地利用の調整を行うとともに、一定面積以上の大規模な土地に関する権利の移転等の届出の審査を行う。</p> <p>また、県内主要地の地価を調査し、公表する。</p> <p>土地利用に関する基礎資料となる地籍調査を実施する市町等に対し、経費の一部を負担するとともに、事業実施の助言・調整等を行う。</p>

項 目	概 要
4 木曾岬干拓地の土地 利用について	木曾岬干拓地の有効利用を図るため、適切な維持管理を行うとともに、伊勢湾岸自動車道以南の都市的土地利用に向けた取組等を推進する。
5 大仏山地域の土地 利用について	三重県大仏山地域土地利用構想に基づき、大仏山地域の適切な維持管理を行うとともに、多様な主体の参画による土地利用に向けた取組を推進する。
<p>【交通政策課】 課長 藤田 雄一 TEL 059-224-2622</p>	
1 地域公共交通につ いて	<p>バスや鉄道等既存の地域公共交通の維持・活性化のため、国や市町と協調し、運行や設備整備への支援等を行うとともに、沿線市町や事業者等と連携し、利用促進や利便性の向上に取り組む。</p> <p>また、市町が設置する地域公共交通の協議会に参画し、路線バスやコミュニティバス等も含めた生活交通のネットワーク化の取組について検討する。</p> <p>さらに、「三重県地域公共交通計画（仮称）」の策定および「三重県自転車活用推進計画」の改定に取り組むとともに、市町における地域公共交通計画の策定に向けた取組を支援する。</p>
2 交通不便地域等に おける移動手段の確 保について	高齢者や若者などの円滑な移動手段を確保するため、福祉をはじめとする関係分野と連携した取組や次世代モビリティを活用した取組など、市町や事業者の新たな取組を支援するとともに、観光地の夜間の二次交通について調査等を実施する。

項 目	概 要
<p>【広域交通・リニア推進課】 課長 長井 貴裕 TEL 059-224-2805</p> <p>1 リニア中央新幹線 について</p> <p>2 中部国際空港およ び関西国際空港につ いて</p>	<p>リニア中央新幹線の名古屋・大阪間のルート・駅位置の早期確定と東京・大阪間の一日も早い全線開業の実現に向け、JR東海をはじめ、国土交通省や沿線自治体と連携・協力して一体となった取組を推進する。</p> <p>また、リニア三重県駅開業の効果を県内全域へ広げていくための取組を推進する。</p> <p>中部国際空港および関西国際空港について、「中部国際空港利用促進協議会」、「中部国際空港第二滑走路建設促進期成同盟会」、「関西国際空港全体構想促進協議会」の関係団体と連携し、利用促進と機能強化を図る。</p> <p>また、中部国際空港との海上アクセスについて、関係者で構成する「海上アクセス利用促進調整会議」において利用促進に取り組む。</p>
<p>【地域づくり推進課】 課長 神田 和弘 TEL 059-224-2170</p> <p>1 市町の地方創生に について</p> <p>2 市町との連携・協働 による地域づくりに ついて</p>	<p>地域の特色や地域資源を生かした地方版総合戦略の取組が、市町で円滑に実施されるよう、必要な助言や情報提供等の支援を行う。</p> <p>「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により、県と市町が連携を図りながら、地域・市町の実情に応じた持続可能な地域づくりを推進する。</p> <p>また、地域づくりの核となる地域おこし協力隊等の人材育成や、任期終了後も地域に定住し続けるための支援を行うなど、地域の活性化に向けて取り組む。</p>

項 目	概 要
<p>3 過疎対策について</p> <p>【移住促進課】 課長 山崎 章弘 TEL 059-224-2420</p> <p>1 移住の促進について</p> <p>【市町行財政課】 課長 服部 央暉 TEL 059-224-2171</p> <p>1 市町行政事務について</p> <p>2 市町税財政事務について</p> <p>3 選挙管理事務について</p>	<p>過疎地域の持続的発展を支援し、人材の確保および育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正を図るため、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき総合的な過疎対策を推進する。</p> <p>本県への移住を促進するため、移住相談機会を充実させるとともに、市町等と連携し、三重の魅力ある暮らしの情報発信や移住者を受け入れる態勢の充実に取り組む。</p> <p>地方自治制度、地方公務員制度、住民基本台帳制度等に関することについて、適正な運営が行われるよう調査、助言等を行う。</p> <p>市町の地方交付税に関する事務、地方債に関する事務および市町村税に関する事務等を行うほか、地方税財政制度等に関することについて適正な運営が行われるよう調査、助言等を行う。</p> <p>衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員、県議会議員および知事の選挙を管理するとともに、有権者の政治意識の向上や明るい選挙の推進に向けて、啓発事業を行う。また、市町選挙管理委員会に助言等を行う。</p>

事 務 事 業 概 要

(スポーツ推進局)

項 目	概 要
<p>【スポーツ推進課】 次長兼課長 関 美幸 TEL 059-224-2985</p> <p>1 総合調整および 県営スポーツ施設 の管理運営につい て</p> <p>2 地域スポーツの 推進について</p>	<p>「第3次三重県スポーツ推進計画」における施策を着実に進められ るよう、市町および関係団体等と連携して取り組む。</p> <p>また、県営スポーツ施設について、指定管理者と連携しながら、施 設の安全性や利便性の確保および効果的・効率的な管理運営に努める とともに、必要な整備・改修を行う。</p> <p>スポーツ推進月間の取組やスポーツイベントの開催等により、県民 の皆さんがスポーツを「する」「みる」「支える」ための機運の醸成を 図るとともに、三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを活 用した取組を市町等と連携して進めることにより、スポーツを通じた 地域の活性化に取り組む。</p>
<p>【競技力向上対策課】 課長 松崎 隆尚 TEL 059-224-2979</p> <p>1 競技力向上対策 について</p>	<p>安定した競技力を確保するため、三重県競技力向上対策本部を中心 にこれまで培ってきた競技力向上のノウハウを生かし、選手やチーム の強化活動への支援、指導者の養成および指導体制の強化等に取り組 む。</p>

事 務 事 業 概 要

(南部地域振興局)

項 目	概 要
<p>【南部地域振興企画課】 次長兼課長 森吉 秀男 TEL 059-224-2192</p> <p>1 南部地域振興の企画および総合調整について</p> <p>2 離島振興について</p>	<p>南部地域の複数の市町や市町と民間事業者等が連携して行う、若者に魅力的な働く場の確保や地域で暮らし続けるための生活サービスの維持・確保に関する取組等を南部地域活性化基金等を活用して支援することにより、南部地域への定住を促進する。</p> <p>また、地域づくりに関わる関係人口の拡大を図り、地域住民が主体となった取組を支援するなど、南部地域の振興に向けて、関係部局と連携しながら、総合的・横断的に取り組む。</p> <p>離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定および福祉の向上等を図るため、離島振興法および三重県離島振興計画に基づき総合的な離島振興対策を推進する。</p>
<p>【東紀州振興課】 課長 亀井 基良 TEL 059-224-2193</p> <p>1 東紀州地域の振興について</p> <p>2 熊野古道センターおよび紀南中核的交流施設について</p>	<p>市町、関係団体等と連携し、情報発信や受入環境の整備、伊勢から熊野までを結ぶ熊野古道伊勢路の環境づくり等により国内外からの誘客を促進する。</p> <p>また、(一社)東紀州地域振興公社を通じて、熊野古道をはじめとする地域資源を活用した観光振興・産業振興等に取り組む。</p> <p>東紀州地域の振興に向け、熊野古道センター、紀南中核的交流施設と連携して、熊野古道をはじめとする地域資源の情報発信、集客交流促進に取り組む。</p>

4 所管事項

(1) 地籍調査の推進について

1 地籍調査の目的

地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆ごとに土地の所在、地番、地目、所有者、面積を確定し、地籍簿・地籍図を作成するものです。

地籍調査を行うことにより、①土地の基礎的な情報である面積や形状の明確化、②土地境界をめぐるトラブルの未然防止や土地の有効活用、③公共事業の効率化などさまざまな効果が図られます。特に、東日本大震災からの復旧・復興では、土地の境界確認や区画の復元に大きな成果が認められたところです。

なお、事業主体となる市町には国や県からの補助（経費全体のうち1/2は国が、1/4を県が負担）があり、さらに市町が負担する経費（全体の1/4）の80％は特別交付税措置の対象となっていることから、市町は実質5％の負担で地籍調査事業を実施することができます。

2 現状と課題

(1) 現状

本県における地籍調査の進捗率は、令和4年度末で9.9％であり、全国平均52％（令和3年度末）を大きく下回っています。

		三重県(R4末)	全国平均(R3末)
人口集中地区 (DID地区)	対象面積	189.5 km ²	12,673 km ²
	進捗率	23.0%	26%
D I D 以 外	宅地	対象面積	611.3 km ²
		進捗率	15.6%
	農地	対象面積	1,170.5 km ²
		進捗率	19.1%
	林地	対象面積	3,409.0 km ²
		進捗率	4.9%
合計	対象面積	5,380.3 km ²	
	進捗率	9.9%	

※人口集中地区(DID地区)：国勢調査において設定される、人口密度が4,000人/km²以上で隣接した地域の人口が5,000人以上の地区

事業主体である市町と連携して、津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの被災想定区域や、近畿自動車道紀勢線の実施予定区間をはじめとする公共事業の円滑な進捗に資する地域など、優先度が高いと考えられる地区に重点を置いて調査を進めています。

(2) 課題

地籍調査は土地所有者との権利関係の調整や現地での境界立合等に非常に多くの労力と時間を要します。

事業主体となる市町では休止している市町もあり、限られた人員でいかに効率的に調査を実施できるかが課題となっています。

3 今後の取組

(1) 効率的手法の推進

市町には研修会等を通じて、航空機からのレーザー測量や自動車に搭載したカメラから測量したデータを活用する先進的な取組とともに、街区を形成する道路と民地の境界を先行的に調査する街区境界調査などを紹介し、効率的な手法のさらなる活用を推進します。

(2) 実施体制の支援

人員不足の市町には、地籍調査に精通した民間業者等の法人に対し地籍調査作業の全般にわたって委託する包括委託制度、国が直接地籍調査の基礎となる資料の整備を行う基礎調査、国土交通省に登録された豊富な知識および経験を有する者が市町へ助言を行う地籍アドバイザー制度などを活用するように働きかけます。

(3) 休止市町の解消

地籍調査を休止している市町には、個別訪問により意見交換を行うなど、早期の事業再開を促します。

(2) 宮川の流量回復などの取組について

1 経緯

宮川流域の健全な水環境の構築をめざした取組の一つである流量回復の取組については、平成 12 年 3 月に、宮川にダムや取水堰等が何もなかったと仮定して当時のダム流入量 (S62~H8 のデータ) から試算された、再現濁水流量「宮川ダム直下 $2\text{ m}^3/\text{s}$ 、粟生頭首工直下 $5\text{ m}^3/\text{s}$ 」を流量回復の目標として段階的に回復していくという基本方針が、宮川ルネッサンス委員会水部会から宮川ルネッサンス委員会へ報告されました。

これを受けて、県 (宮川流域ルネッサンス事業推進会議) は、平成 13 年 3 月、「宮川ダム直下 $0.5\text{ m}^3/\text{s}$ 、粟生頭首工直下 $3\text{ m}^3/\text{s}$ 」を当面の流量回復の目標とすることについて、宮川ルネッサンス委員会で確認されました。【別紙 1】

また、水力発電事業の民間譲渡に際し、平成 20 年度に三重県議会から、①宮川ダムからの $0.5\text{ m}^3/\text{s}$ の常時放流を譲渡後も継続すること、②当面の目標である粟生頭首工直下 $3\text{ m}^3/\text{s}$ を譲渡条件とすること、③当面の目標実現後、宮川の自然環境や生態系の一層の保全に努め、更なる流量回復を図ることや、季節の水需要に応じた弾力的な水量調整を行うことも検討、との提言を受けています。

2 現状と課題

(1) 流量回復の取組

「宮川ダム直下 $0.5\text{ m}^3/\text{s}$ 」については、平成 18 年 4 月 1 日より実施しており、水力発電事業譲渡後も承継されています。

「粟生頭首工直下 $3\text{ m}^3/\text{s}$ 」については、宮川用水土地改良区及び中部電力 (株) と締結した確認書 (平成 26 年 6 月) に基づき、 $3\text{ m}^3/\text{s}$ を確保するための放流をこれまで 3 回実施しました。

しかしながら、この方法では、農業用水の取水や河川水質への影響が懸念されることから、かんがい放流中は流量回復のための放流を実施しないとしていたため、年間を通し安定的な流量を確保する目標を達成できない期間が発生しました。(平成 26~30 年度、累計 61 日間)

そこで、かんがい放流の実施時においても流量回復のための放流を試行的に可能とする (いわゆる同時放流) 運用ルール (令和 3 年 4 月 1 日施行) を策定しました。

令和 3 年度は定期的な降雨に恵まれたため、同時放流を試行する機会がありませんでしたが、令和 4 年度は 7~8 月にかけて初めて運用を実施し、年間を通して「 $3\text{ m}^3/\text{s}$ 」の流量確保を達成しました。

(2) 宮川上流域のより良い流況に向けた取組

宮川ダム直下における当面目標「 $0.5\text{m}^3/\text{s}$ 」は確保しているものの、宮川ダム直下から三瀬谷ダム間の流況については、水生生物のへい死など、現在もさまざまな課題があります。

このため、令和2年11月25日に、この間のより良い流況に向けて、さまざまな視点から検討を行う「宮川のより良い流況に向けた流量回復等検討会議（以下、「検討会議」という）」を庁内に設置しました。

令和4年度は、関係部局において、同時放流を実施した際の河川の水質や流量、鮎等の生息環境などを調査し、それぞれの取組について情報共有、検討を行いました。

調査の結果、河川水質は環境基準を概ね満たしており、鮎の餌となる付着藻類の環境としても、概ね適していました。

また、関係機関と検討会議で共有された現地調査結果や、現況河川の利用状況をはじめとした課題等について意見交換を実施しました（令和4年度3回）。

3 今後の取組

(1) 流量回復の取組

かんがい放流と流量回復放流の同時放流は、単独での放流に比べて、宮川ダム貯水量の減少が早まることや、放流水の水質悪化（濁水）のリスクが非常に高くなります。本格運用につなげるため、試行による実績を積み重ね、リスクへの対策を慎重に検証し、引き続き、年間を通じた安定的な流量確保に向けた取組を進めます。

(2) 宮川上流域のより良い流況に向けた取組

宮川ダム直下から三瀬谷ダム間のより良い流況を実現するため、現状をできる限り把握し、課題と要因を明確にしたうえで、関係者と丁寧な意見交換を行います。

引き続き、流況についてのデータを蓄積し、関係部局と検討を進めるとともに、検討結果をもとに利水者などの関係者と調整します。

宮川概要図

(H12.3)ルネッサンス委員会水部会報告
再現濁水流量 2.0m³/s

(H13.3)宮川流域ルネッサンス事業推進会議
当面の流量回復目標
宮川ダム直下 0.50m³/s

伊勢湾



(H12.3) ルネッサンス委員会水部会報告
再現濁水流量 5.0m³/s

(H13.3) 宮川流域ルネッサンス事業推進会議
当面の流量回復目標
粟生頭首工直下3.0m³/s

別紙 1

※河口からの距離は、図上での計測による

(3) 木曾岬干拓地の土地利用について

1 現状

木曾岬干拓地は、三重県と愛知県の県境部に位置し、平成12年度に両県が国（東海農政局）から購入しました。

このうち三重県部分の約335haについては、「木曾岬干拓地の土地利用計画（平成26年度作成）」に基づき一部を利活用しながら、社会経済状況の変化をふまえ、今後の土地利用の方向性を検討しています。（別紙1）

(1) 伊勢湾岸自動車道より北側（木曾岬新輪工業団地）

平成31年2月に工業用地として第1期分譲を開始し、令和5年4月末現在、全体約45.6haのうち約34.4ha（約75%）を分譲しています。

なお、残りの約11.2haのうち約5.7haについても分譲の申込みがあり、手続きを進めています。（別紙2）

(2) 伊勢湾岸自動車道より南側

地元の市町長等を委員とする「木曾岬干拓地土地利用検討協議会」において、今後の土地利用の計画策定に向けた取組を進めています。

このうち「新エネルギーランド」では、平成26年度から木曾岬メガソーラー株式会社がエネルギーサービス事業を行っています。

「建設発生土ストックヤード（第2期）」については、公共工事等から発生する土砂により盛土する予定です。現在、環境影響評価手続きを進めていますが、同区域より南側を中心に希少種の猛禽類「チュウヒ」の飛来が確認されていることから、慎重に手続きを進めています。

「農業体験広場」は、できるだけ現状の地形を生かした形で有効活用できるように検討することとしています。

また、干拓地へのアクセス道路として、高速道路に最短で接続できる伊勢湾岸自動車道・弥富木曾岬IC付近から愛知県側の県道に接続するルートを計画しており、愛知県等関係機関との協議を進めています。（別紙3）

2 今後の取組

(1) 伊勢湾岸自動車道より北側について

木曾岬新輪工業団地について、引き続き、関係部局と連携し、未分譲地の早期分譲完了をめざします。

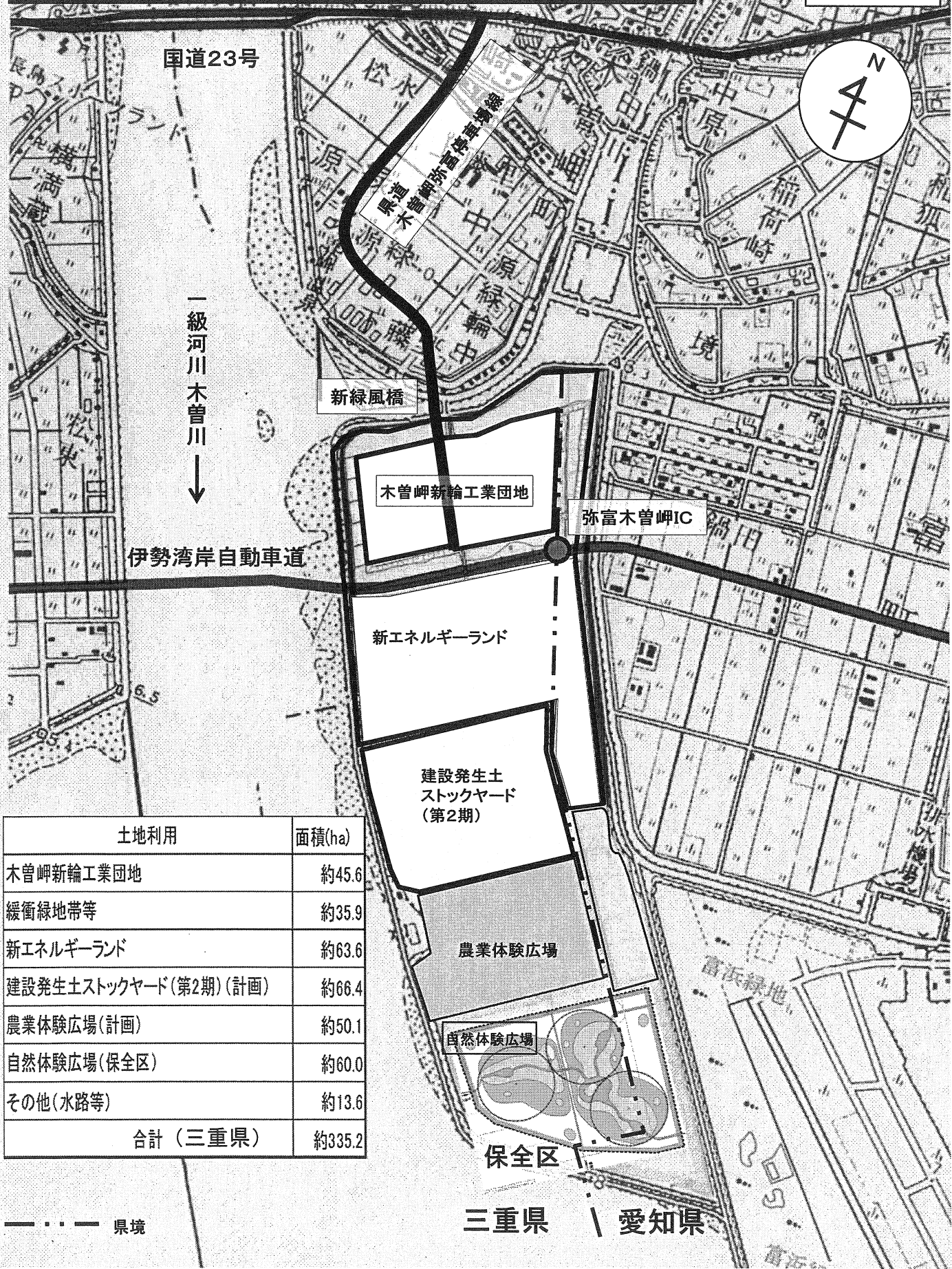
(2) 伊勢湾岸自動車道より南側について

早期の土地利用が図られるよう、引き続き、木曾岬干拓地土地利用検討協議会等を活用し、今後の土地利用について検討を進めます。

また、愛知県側へのアクセス道路については、早期供用に向け、愛知県等関係機関と協議し、より詳細な調査・設計を進めます。

木曾岬干拓地 土地利用計画図(三重県)

別紙1



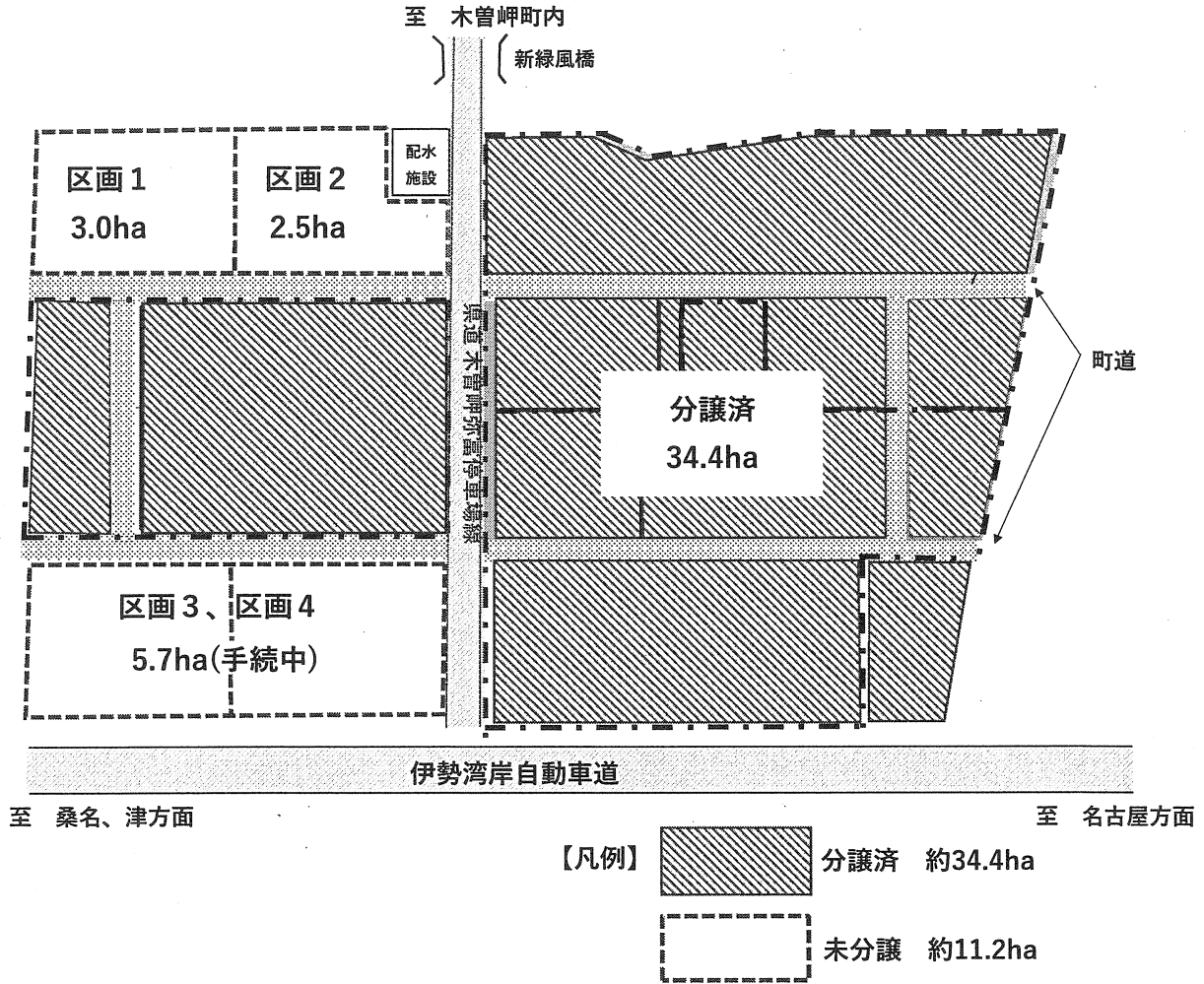
土地利用	面積(ha)
木曾岬新輪工業団地	約45.6
緩衝緑地帯等	約35.9
新エネルギーランド	約63.6
建設発生土ストックヤード(第2期)(計画)	約66.4
農業体験広場(計画)	約50.1
自然体験広場(保全区)	約60.0
その他(水路等)	約13.6
合計(三重県)	約335.2

--- 県境

三重県 | 愛知県

木曾岬新輪工業団地分譲状況

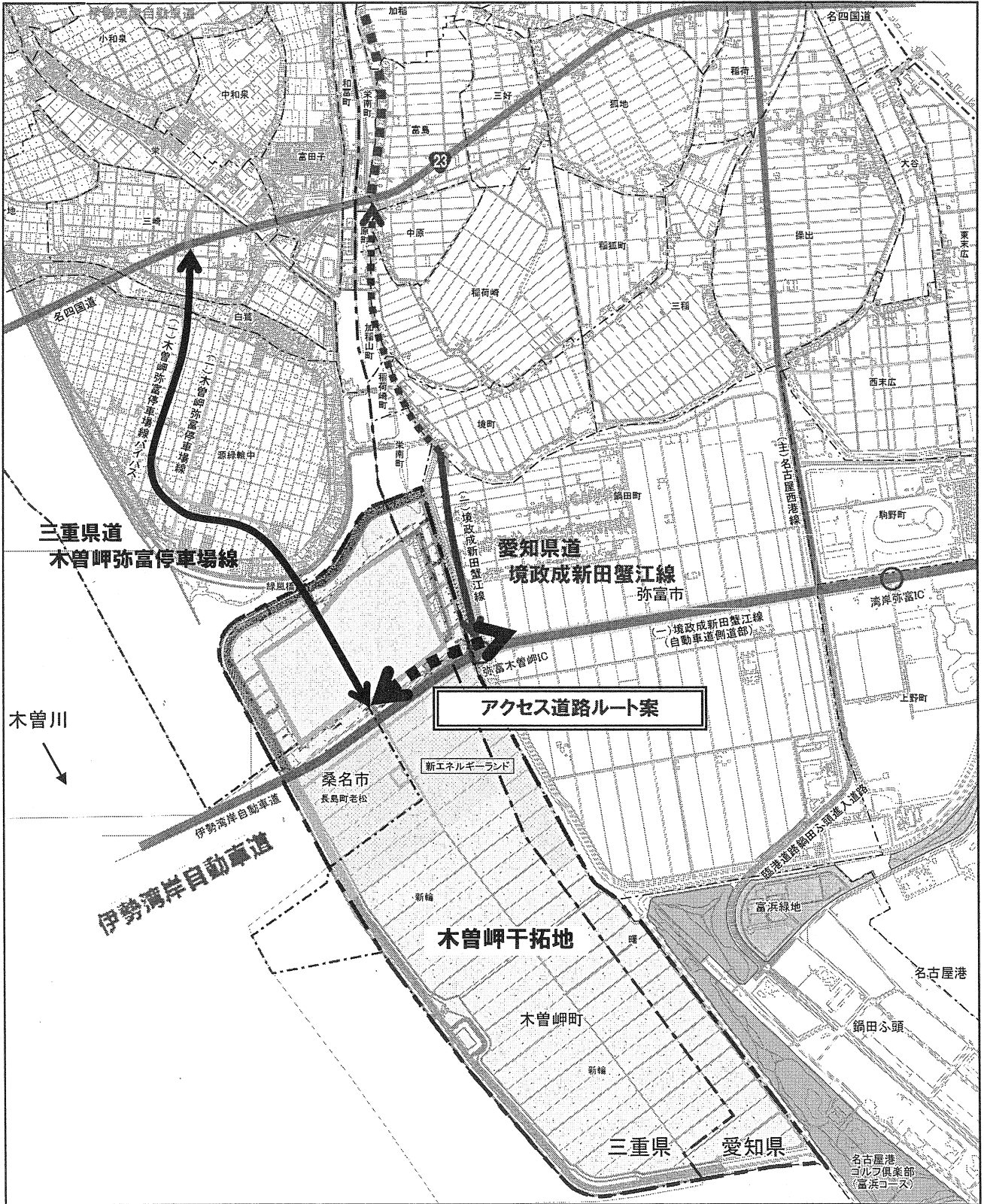
(令和5年4月現在)



【分譲済面積 (75%)】

約34.4ha (13社) / 45.6ha

愛知県側へのアクセス道路ルート案



(4) 地域公共交通政策について

1 地域公共交通について

(1) 現状と課題

地域公共交通は、人口減少の進展等による移動需要の縮小に、新型コロナウイルス感染症やエネルギー価格の高騰の影響が重なり、厳しい状況にあります。

こうした中、県では、令和2年度から4年度にかけて、コロナ禍において運行を継続する交通事業者の安定的な運行や感染症対策などの取組に対する支援を実施してきました。

持続可能な公共交通の実現に向けて、引き続き交通事業者に対する支援を行うとともに、国や市町、事業者等と連携した利用促進に取り組む必要があります。

(2) 今後の取組

国や市町と協調した交通事業者に対する支援を継続して実施するとともに、エネルギー価格高騰の影響を緩和する支援について検討します。

また、市町が設置する地域公共交通の協議会に参画し、地域の状況に応じた具体的な対策の検討を支援します。

さらに、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、既存の公共交通や交通不便地域等における移動手段の確保・充実に向けた取組の方向性を示すマスタープランである「三重県地域公共交通計画（仮称）」を策定するほか、令和元年度に策定した「三重県自転車活用推進計画」の計画期間が令和5年度で終了することから、同計画の改定を行います。

2 鉄道について

(1) 現状と課題

県内の地域鉄道^{※1}では、沿線自治体が経営に参画することなどにより、路線の維持を図っていますが、自治体の負担は年々増加しています。

また、広域交通としての役割を担う第三セクターの伊勢鉄道では、新型コロナウイルス感染症やエネルギー価格高騰の影響を受け大きな損失が生じているため、沿線等市町と連携して緊急的な経営支援を行っています。

さらに、JRにおいても関西本線などの在来線について、利用者数が減少しており、鉄道の大量輸送などの特性が十分に生かしていない線区もみられます。

県民の生活交通において大きな役割を担っている鉄道の維持が図られるよう、関係者が連携して一層の利用促進や利便性の向上に取り組む必要があります。

※1 伊勢鉄道、養老鉄道、三岐鉄道、四日市市あすなろう鉄道、伊賀鉄道

(2) 今後の取組

地域鉄道等が安全確保のために実施する設備整備に対し、国や沿線市町と協調して補助を行います。

また、伊勢鉄道に対して引き続き経営支援を行うとともに、今後の支援のあり方について関係市町と検討を行います。

さらに、地域鉄道や在来線について、沿線自治体で構成する協議会において利用促進活動や要望活動に取り組むとともに、関西本線について、令和4年6月に設置した「関西本線活性化利用促進三重県会議」を構成する亀山市や伊賀市、JR西日本と連携し、沿線の企業と連携したモニター事業などに取り組みます。

3 バス交通について

(1) 現状と課題

利用者の減少や深刻な運転士不足などにより、路線バスを取り巻く環境は厳しい状況にあります。このため、県は複数市町をまたぐ地域間幹線バスへの補助を通じて広域的な移動手段の確保を図り、市町はコミュニティバス等の身近な移動手段の確保に努めるなど、役割を分担して取り組んでいます。

県が支援する地域間幹線バスのうち利用状況が特に悪い路線について、国や関係市町、バス事業者と連携して利用促進や利便性向上に向けた検討を進めています。

(2) 今後の取組

地域間幹線バスについて、引き続き国と協調して運行経費等に対する補助を行います。

また、利用状況が特に悪い路線については、地域別のワーキンググループを開催し対応策の検討を行い、関係機関と連携して利用促進や利便性の向上に取り組めます。

さらに、地域の状況に応じた課題や市町の施策への積極的な支援を行うことで、地域における生活交通の確保やネットワーク化、利用促進を図ります。

4 交通不便地域等における移動手段の確保について

(1) 現状と課題

自動車等の交通手段を持たない高齢者や若者などの移動手段の確保が喫緊の課題となっています。このため、令和2年度より、市町が実施する新たな移動手段の確保に向けた取組を支援するため、次世代モビリティ等を活用した取組や福祉分野等と連携した取組をモデル事業として実施してきました。

引き続き通学や通勤、通院、買い物などの生活に必要な移動手段の確保に向け、市町や事業者の取組を支援することが必要です。

(2) 今後の取組

これまでのモデル事業による成果と課題を生かし、交通不便地域における移動手段の確保のための本格運行を見据えた取組を支援するとともに、市町と連携した事業者も支援の対象とすることで、事業者の提案による技術・ノウハウを活用した取組の促進を図ります。

また、観光地における夜間の二次交通の確保を図るため、関係者と連携してタクシー利用の実態調査や実証実験を行います。

(5) 広域交通政策について

1 リニア中央新幹線について

(1) 現状

名古屋・大阪間のルート・駅位置の早期確定、東京・大阪間の一日も早い全線開業の実現をめざし、「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」（以下、「県同盟会」という。）をはじめ、沿線自治体と連携した枠組みである「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会」や「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」を通じた活動を積極的に進めています。

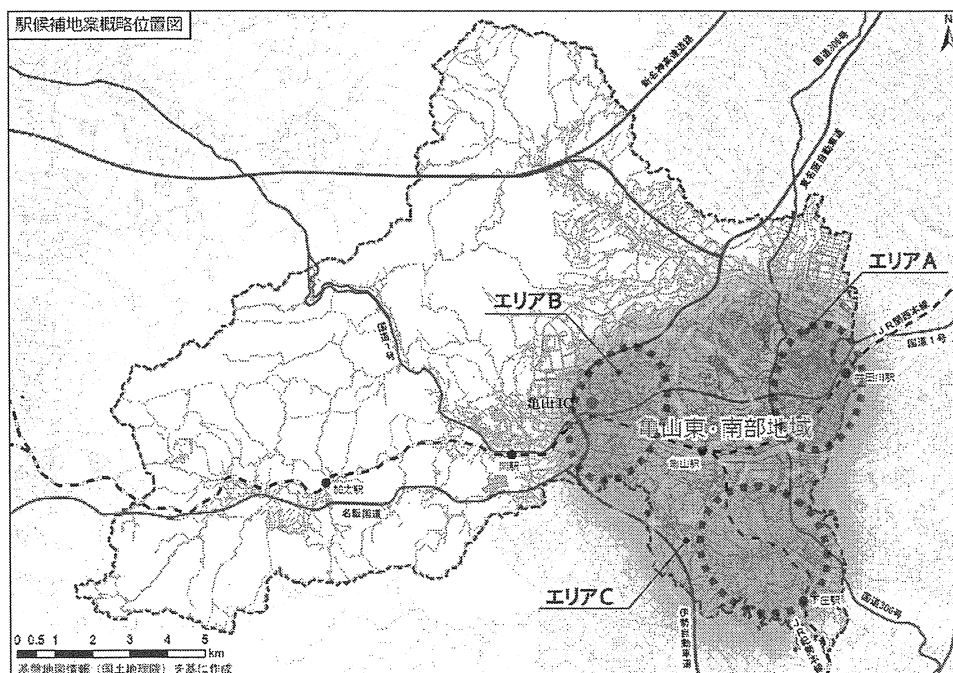
昨年度、三重県駅の3つの候補地について「開発の実現性」、「交通利便性」、「将来の発展可能性」の観点から実施した評価結果が県同盟会で決議されました。これを受けてJR東海に対し、一日も早い全線開業の実現と評価結果をふまえた駅選定、また、国土交通省に対し、全線開業実現に向けた支援に関する要望を行いました。

(2) 今後の取組

名古屋・大阪間の概略ルート・駅位置が確定する環境影響評価の法的な手続きに向け、JR東海が準備を進めており、引き続き、同社をはじめ国土交通省や沿線自治体など、関係機関との連携・協力を図りながら、名古屋・大阪間の円滑な環境影響評価手続の実施および一日も早い全線開業に向け取り組みます。

また、今年度は、リニア開業が本県の発展につながるよう、リニア活用の考え方やめざすべき方向性を示す「三重県リニア基本戦略（仮称）」を策定します。

加えて、「みえリニアポータルサイト」でのPR動画の発信や、「みえリニア応援クラブ」会員の募集など、様々な啓発活動に取り組みながら、リニア開業に向けた県内の気運醸成を図ります。



2 中部国際空港について

(1) 現状と課題

新型コロナウイルス感染症の影響により減少した国内線、国際線の航空需要の拡大や空港の利用促進に取り組むことが必要です。

中部国際空港の機能強化については、国際拠点空港としての機能を十分に発揮していくためには、早期の第二滑走路整備による完全な 24 時間運用の実現に向け、取り組むことが必要です。

(2) 今後の取組

三県一市の自治体、経済団体、空港会社および企業等で構成する「中部国際空港利用促進協議会」を通じて、新型コロナウイルス感染症収束後のインバウンド需要拡大に向け、中部国際空港の利用促進・活用等の取組を一体的に推進し、利用回帰や利用拡大の促進に向けた取組を進めます。

また、第二滑走路をはじめとする機能強化については、同じく三県一市の自治体、経済団体および空港会社で構成する「中部国際空港第二滑走路建設促進期成同盟会」を通じて、国に対する要請活動を行うとともに、第二滑走路整備に係る課題の調整を行います。

(6) 市町との連携・協働による地域づくりについて

1 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組

(1) 現状と課題

人口減少の進行や産業構造の変化等に伴い、コミュニティの維持や生活サービス機能の確保等、さまざまな課題が顕在化しています。県では、こうした課題に対応し、地域・市町の実情に応じた持続可能な地域づくりを推進するため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」（以下「協議会」という。）の取組等により地域課題の解決に取り組んでいます。

協議会は、県と市町が対等な関係で設置する共管組織として、平成21年2月に設置されました。

協議会では、全県的な課題をテーマとした検討会議や地域防災総合事務所および地域活性化局単位の検討会議を通じて、全県的な課題の協議・検討や、地域・市町の実情に応じた地域づくりの支援に取り組んでいます。

また、「知事と市町長の円卓対話」を開催し、市町固有の地域課題についてオープンな場で議論を行っています。（別紙1）

(2) 今後の取組

令和2年度から令和4年度まで設置した「持続可能な地域コミュニティづくり」検討会議を通じて明確となった課題への対応方法について、勉強会や事例研究により習得できる機会を設定するなど、職員の知識・スキルの向上を図るとともに、県と市町の情報共有を進めます。

また、地域防災総合事務所および地域活性化局単位の検討会議を通じて、地域・市町の実情に応じた地域づくりの支援に取り組むほか、引き続き、知事と市町長との協議の場として「知事と市町長の円卓対話」を開催します。

2 地域コミュニティと若者をつなぐ取組

(1) 現状と課題

現在、各地域では、定年退職後の元気な高齢者が地域コミュニティを支える大きな力となっていますが、数年後にはその中心である団塊の世代が後期高齢者となることから、さらなる担い手の減少、コミュニティ機能の低下が予想されています。今後は、これまで地域づくりの中心を担ってきた中高年層に加え、若者の力を生かしていくことが不可欠です。

若者の力を地域コミュニティの活性化に生かすため、令和2年度から、若者同士のつながりをつくり、地域づくりの経験を積めるような場の提供を行っています。

令和4年度には、SNSやオンラインイベントを活用し、当事業を通じてつながった若者同士のネットワーク化を図るとともに、若者が主体となった地域づくりの実践が定着していくよう、運営のアドバイスや地域とのコーディネートを行いました。

(2) 今後の取組

令和2年度から令和4年度までの取組で生まれた若者同士のネットワークの強化・拡大を図りながら、これまでの取組を通じて得たノウハウを市町に情報共有することで、取組の成果を波及させます。

3 過疎対策

(1) 現状と課題

過疎地域においては、人口減少と高齢化、主な産業である第一次産業の低迷、農地や山林の荒廃による公益的機能の低下等、さまざまな課題への対応が求められており、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう市町と連携して取組を進めていくことが必要です。

令和3年4月1日から、新たな過疎法として「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されました。

これを受けて、令和3年8月に「三重県過疎地域持続的発展方針」(県方針)を、同年12月に「三重県過疎地域持続的発展計画」(県計画)をそれぞれ策定するとともに、「各市町過疎地域持続的発展計画」(市町計画)の策定を支援しました。

また、令和4年4月1日の過疎地域の追加指定をふまえ、県方針を変更するとともに、10月には県計画についても変更を行いました。

過疎地域において、魅力と活力ある地域づくりを推進するため、市町が行う地域活性化の取組について、県の地域活性化支援事業補助金により支援するとともに、国の交付金や、就労等により地域社会の維持、活性化に資する人材の確保を支援する制度の活用に向けたアドバイスを行っています。

※ 過疎地域 (別紙2)

令和4年4月1日に、令和2年国勢調査結果を反映し、過疎地域の追加指定があり、現在、県内の過疎地域は以下の10市町14地域となっています。

【過疎地域】10市町14地域

尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町
松阪市(旧飯南町、旧飯高町)、伊賀市(旧島ヶ原村、旧阿山町、旧大山田村、旧青山町)

【特定市町村】1市1地域

津市(旧美杉村)

(2) 今後の取組

国の過疎地域持続的発展支援交付金(市町への直接交付)や過疎対策事業債等の支援策を活用するなど、市町と連携しながら過疎対策に取り組みます。

4 地域おこし協力隊の支援

(1) 現状と課題

地域おこし協力隊は、都市部から過疎地域等の条件不利地域に移り住み、一定期間（概ね1年以上3年以下）地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。

県内では、18市町において80名（令和5年4月1日現在）の隊員が活動していますが、任期終了後の定住率は54.5%と全国平均（65.4%）に比べると低くなっており、隊員の定住・定着につながるような支援が必要です。

このため、地域おこし協力隊員のスキルアップとネットワーク化を促進する交流会を開催するとともに、実際に隊員が活動する現場におけるフィールドワーク研修を開催しました。

また、任期終了後の活動に向けたワークショップのほか、隊員OB・OGの活動事例を学ぶ合宿研修を実施しました。

加えて、地域おこし協力隊員の受入れや活動のサポートを行う市町担当職員を対象とした研修会を開催するとともに、各市町の取組内容についての情報交換や現地見学会を行いました。

【地域おこし協力隊：隊員数等の推移】

年 度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
導入市町数	6市町	12市町	12市町	12市町	14市町	16市町	16市町	18市町
隊員数	45名	66名	74名	70名	70名	76名	81名	80名

※導入市町数、隊員数とも4月1日時点

(2) 今後の取組

地域おこし協力隊の将来的な定住・定着や創業を支援するため、OB・OGも含めた隊員同士のネットワーク化を図る交流会やスキルアップを図る研修会を引き続き開催するとともに、隊員の募集や受入れにおけるミスマッチが低減するよう、令和4年度に度会町で実施したモデル事業における隊員の募集・受入れ時の細やかな支援を県内に展開します。

県と市町の地域づくり連携・協働協議会の仕組み

全県会議

総会

- 全県的な課題について意見交換
 - 連携・協働、役割分担のあり方の対応策の承認
 - 検討会議等での検討指示
- 構成：市町長

市長会会長、町村会会長
知事、副知事
危機管理統括監
各部署局長等
地域防災総合事務所長・
地域活性化局長

報告

指示

調整会議

- 地域づくりに関する各種協議
- 検討会議の設置決定、協議内容に係る意見調整

構成：市町企画担当課長
県各部署主管課長
地域防災総合事務所・地域活性化局担当室長

報告

指示

検討会議

- 全県的な課題に関する取組
- 構成：市町関係課
県関係課等

地域会議

円卓対話

- 市町固有の具体的課題を議論
 - 課題等の共通認識の醸成と解決を導くための協議
- 構成：市町長、知事

円卓グループ対話

- 地域共通の課題を議論
 - 地域課題の共通認識の醸成と地域における連携・協働に向けた協議
- 構成：関係市町長、知事、地域防災総合事務所長・地域活性化局長

調整会議

- 地域防災総合事務所・地域活性化局単位等での地域づくりに関する各種協議
 - 検討会議の設置決定、協議内容に係る意見調整
- 構成：市町関係部課長
地域防災総合事務所長・地域活性化局長
地域防災総合事務所・地域活性化局担当室長

報告

指示

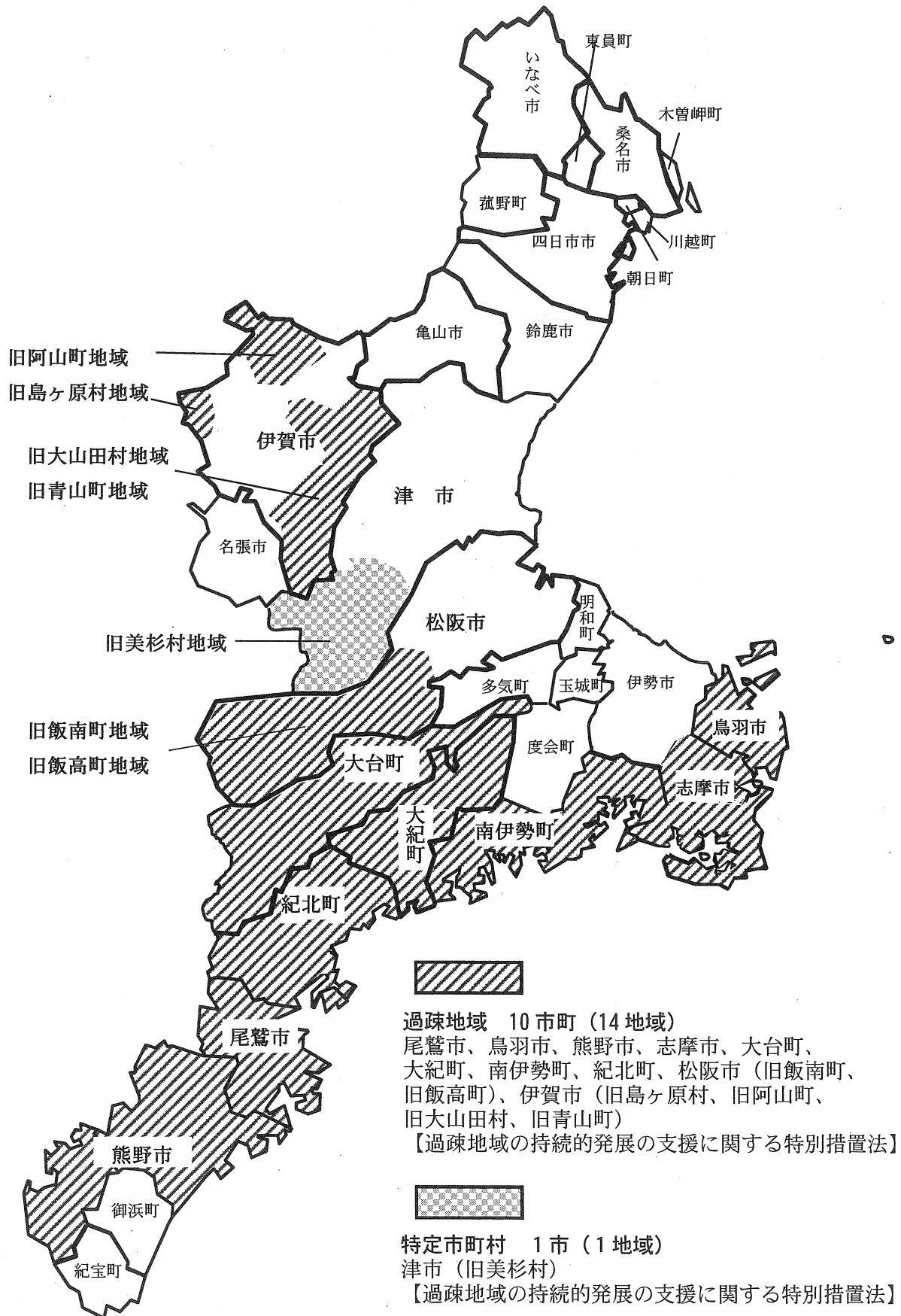
検討会議

- 桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊賀の6地域防災総合事務所、南勢志摩、紀北、紀南の3地域活性化局における地域課題への取組
- 構成：関係市町関係課、関係地域防災総合事務所・地域活性化局担当室、関係県地域機関等

課題の共有

事務局：県・市長会・町村会

【三重県内の過疎地域・特定市町村】（令和 5 年 4 月 1 日）



(7) 移住促進の取組について

1 現状と課題

(1) 現状

首都圏での移住相談窓口である「ええとこやんか三重 移住相談センター」や、大阪、名古屋での移住相談会等において、きめ細かな相談対応を行うとともに、移住交流ポータルサイトでの積極的な情報発信やセミナーの開催など市町と連携した取組を進めました。また、一定の要件を満たして東京圏から移住・就業した方を対象に移住支援金を給付する移住支援事業の実施など受入れ態勢の充実を図りました。

その結果、令和4年度の相談件数は1,499件、移住相談窓口や空き家バンクなど県および市町の施策を利用した県外からの移住者数は577人となり、平成27年度から8年間の移住者数は3,037人となっています。

●県および市町の施策を利用した県外からの移住者数および相談件数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
移住者数	124人	205人 (65%増)	322人 (57%増)	371人 (15%増)	383人 (3%増)	514人 (34%増)	541人 (5%増)	577人 (7%増)	3,037人
相談件数	750件	1,137件 (52%増)	1,332件 (17%増)	1,414件 (6%増)	1,455件 (3%増)	1,098件 (25%減)	1,294件 (18%増)	1,499件 (16%増)	9,979件

※ () は前年比

(2) 課題

全国的に移住促進の取組が進められる中で、三重県が「選ばれる地域」となるために、これまでの取組に加えて、地方への関心の高まりや場所にとらわれない働き方といった動向をふまえて取り組むことが必要です。また、移住希望者が安心して移住し、暮らし続けていけるよう、移住前から地域での暮らしを知ってもらうなど、移住にあたっての不安軽減につながる取組や、受入れ態勢のさらなる充実が必要です。

2 取組方針

次の3つの取組方針により、市町や関係機関と連携しながら取組を進めます。

(1) ワンストップできめ細かな移住相談体制

移住相談センターを中心とした移住相談会やセミナーにおいて、移住希望者それぞれのニーズに応じたきめ細かな対応を行います。対面による相談だけでなく、オンラインも積極的に活用し、相談機会の充実を図ります。

○首都圏における移住相談体制

常設の相談窓口に加えて、移住相談セミナー（6回予定）、U・Iターン就職セミナー（4回予定）を実施します。

○関西圏における移住相談体制

移住相談会（11回予定）、移住相談セミナー（2回予定）を実施します。

さらに、関西事務所にて、Web環境がない方などを対象として、オンラインを活用し、東京の移住相談センターとつなぐ相談会（6回予定）を実施します。

○中京圏における移住相談体制

移住相談会（5回予定）、移住相談セミナー（1回予定）を実施します。

(2) 総合的な情報発信

三重県移住・交流ポータルサイト「ええとこやんか三重」に加え、県の情報発信ツールを積極的に活用して、県内全市町の移住関連情報の発信を行うほか、全国移住フェアへの出展や、他県との広域連携によるプロモーションを実施します。

(3) 移住者を受け入れる地域の態勢充実

移住者の受入れと地域づくりに取り組む人を育成し、広域的なネットワークの構築を図ります。また、市町や県関係部局との連携を強化するため、担当者会議や研修会を開催し、移住希望者のニーズや先進取組事例、移住者からの聞き取りなどにより把握した課題とその解決策等を共有し、県内全域に横展開します。これらにより、移住者を受け入れる態勢の充実を図ります。

3 令和5年度に注力する取組

(1) 関西圏・中京圏に向けた情報発信のさらなる充実

本県への移住実績が多い関西圏・中京圏からのさらなる移住者増加に向け、マスメディア等を活用した三重の暮らしの魅力発信や、移住希望者に訴求効果が高いテーマによる大規模移住フェアの実施により、総合的・戦略的な情報発信を行います。

(2) 新たな情報発信・交流の場づくり

移住希望者が、先輩移住者等が発信する県内地域のさまざまな情報を気軽に収集したり、その情報をきっかけに地域の方々と継続的に交流できるよう、SNSを活用した情報発信・交流の場をつくり、移住の実現につなげます。

(3) 三重との継続的なつながりの創出

人口の還流という視点から、進学や就職を機に、三重県を離れた方やゆかりのある方と、県内地域で魅力的な地域づくりに取り組んでいる方々が交流する場を設け、三重の地域の魅力を再発見し、継続的につながるきっかけを作ります。

令和4年度 4月から3月末までの移住者、相談者の状況

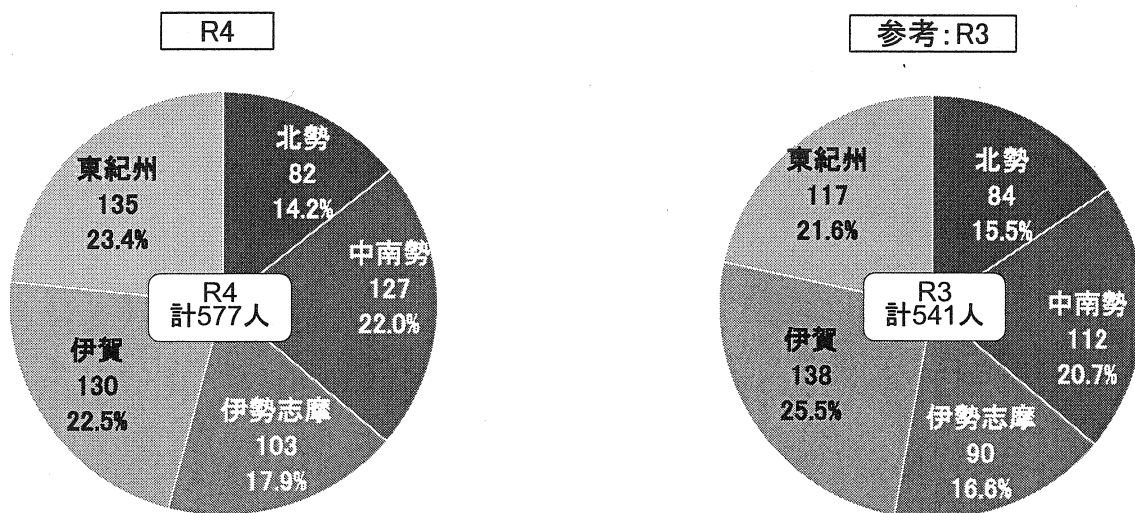
1 県および市町の施策を利用した県外からの移住者の状況
 移住者数 577人

県および市町の施策を利用した状況

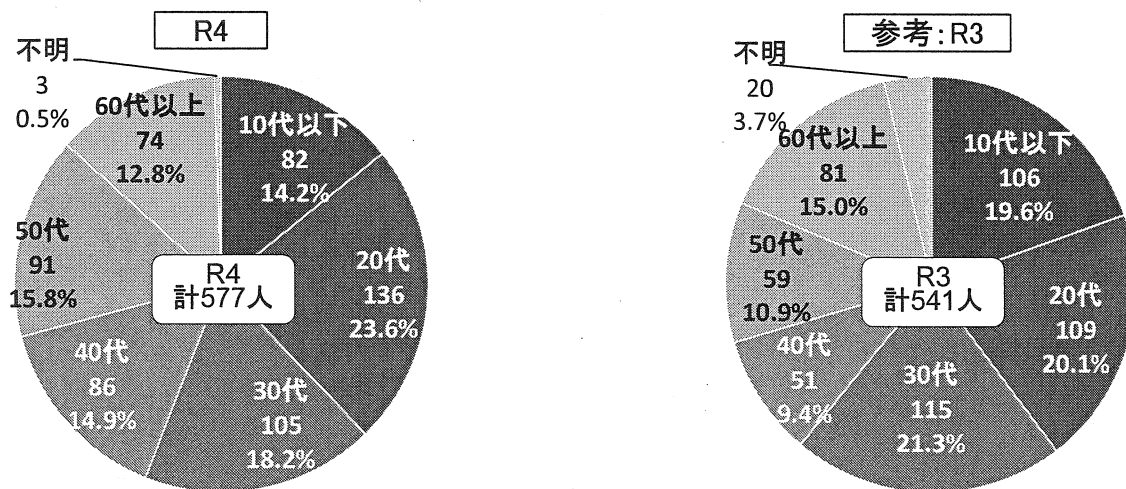
	R4			参考(R3)	
	項目	移住者数	割合	移住者数	割合
内訳	空き家バンク	152人	26.3%	152人	28.1%
	市町の補助・助成制度利用	150人	26.0%	156人	28.8%
	市町移住相談窓口利用	82人	14.2%	85人	15.7%
	その他各市町施策	25人	4.3%	48人	8.9%
	地域おこし協力隊(任期終了)	15人	2.6%	19人	3.5%
	県施策	153人	26.5%	81人	15.0%
	合計	577人	-	541人	-

※県施策と空き家バンク等市町施策を重複利用している場合は、市町施策に分類しています。

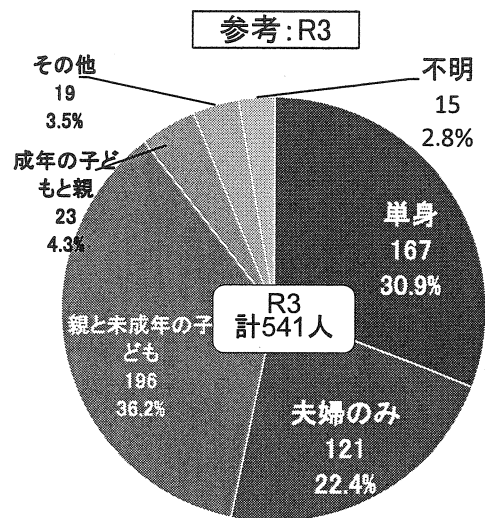
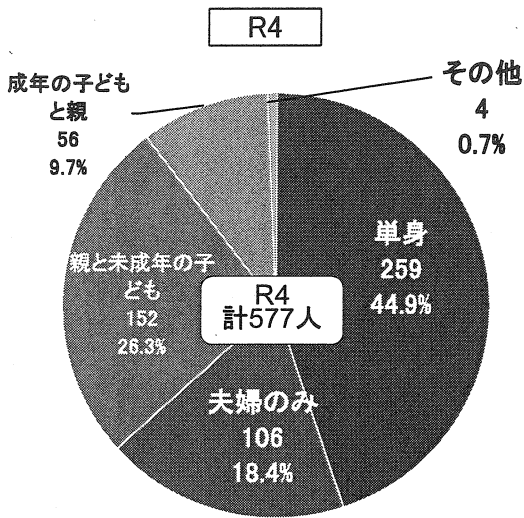
(1) 移住先の地域



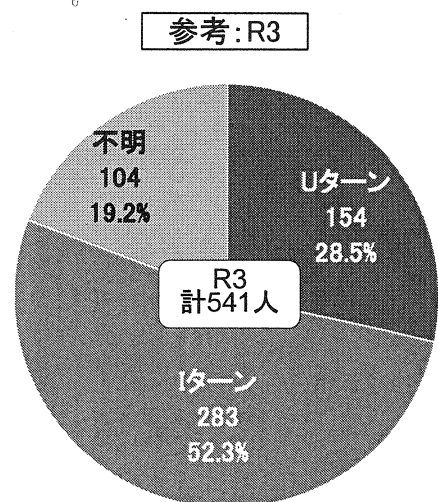
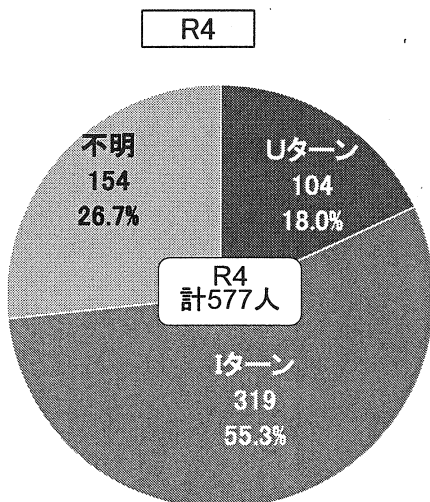
(2) 年代



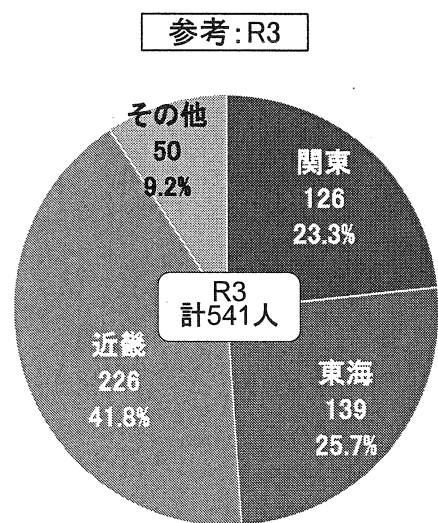
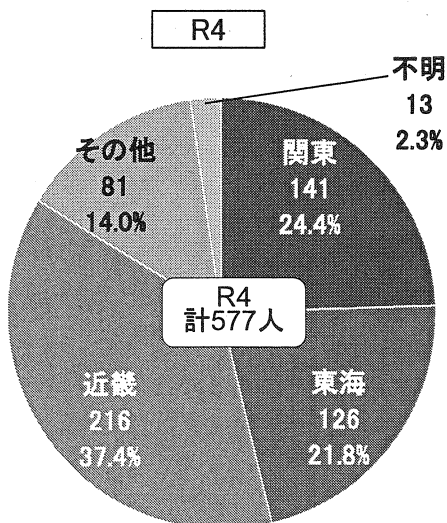
(3) 家族構成



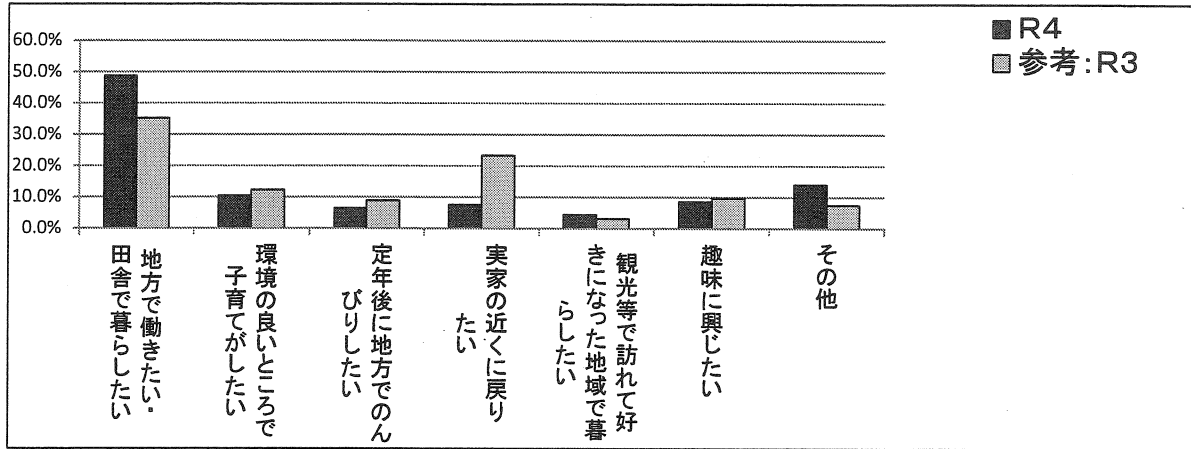
(4) Uターン/Iターン



(5) 移住前の地域

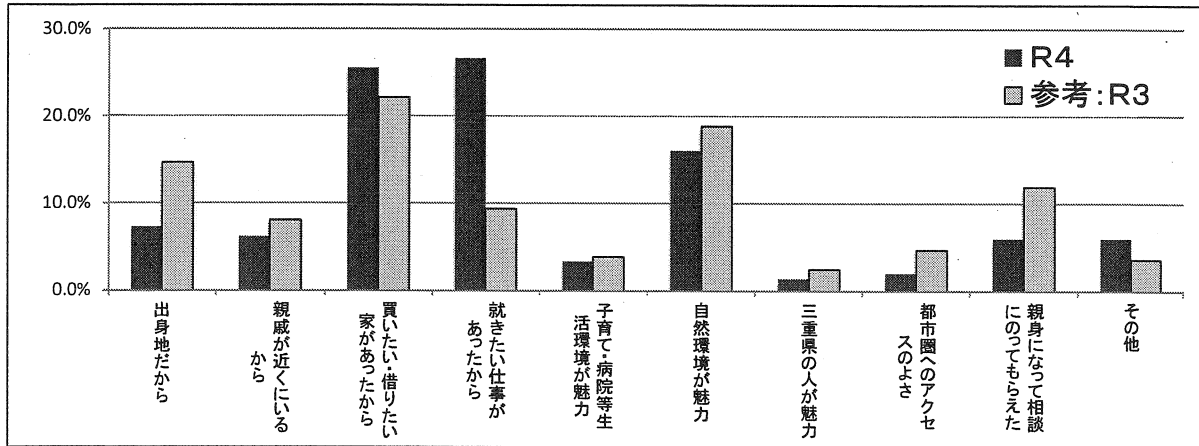


(6) 移住のきっかけ(複数回答有延べ R4:316件、R3:227件)



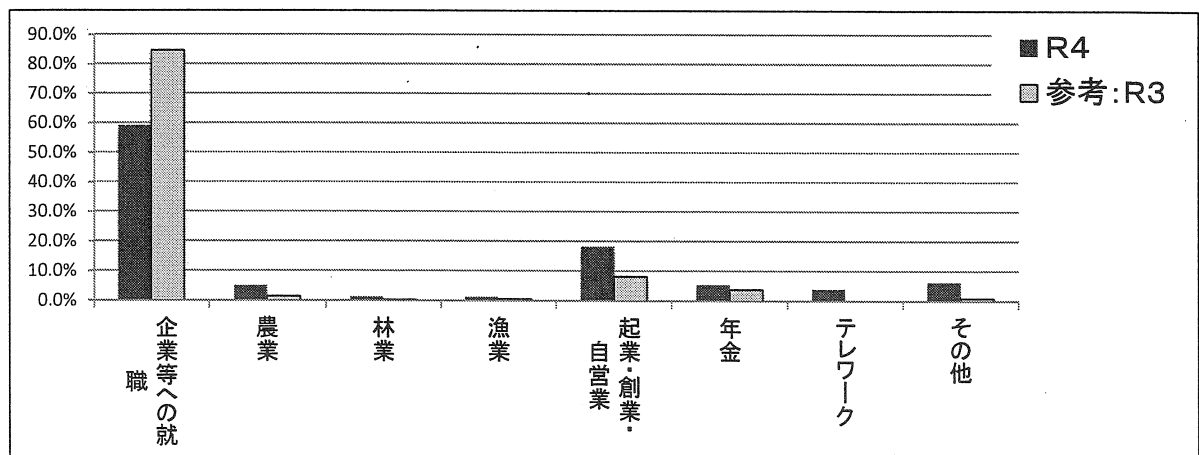
R4	48.7%	10.4%	6.3%	7.6%	4.4%	8.5%	13.9%
R3	35.2%	12.3%	8.8%	23.3%	3.1%	9.7%	7.5%

(7) 三重県に決めた理由(複数回答有延べ R4:455件、R3:360件)



R4	7.3%	6.2%	25.5%	26.6%	3.3%	16.0%	1.3%	2.0%	5.9%	5.9%
R3	14.7%	8.1%	22.2%	9.4%	3.9%	18.9%	2.5%	4.7%	11.9%	3.6%

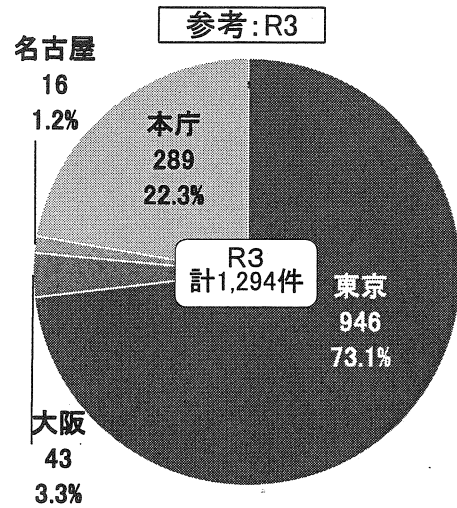
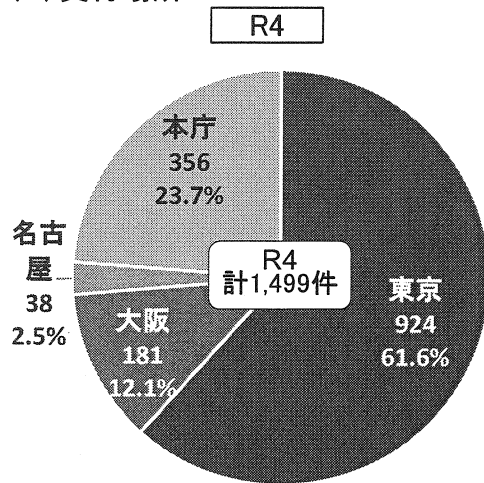
(8) 移住後の生活基盤(複数回答有延べ R4:339件、R3:341件)



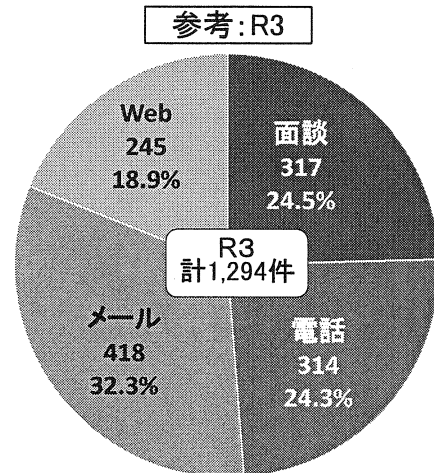
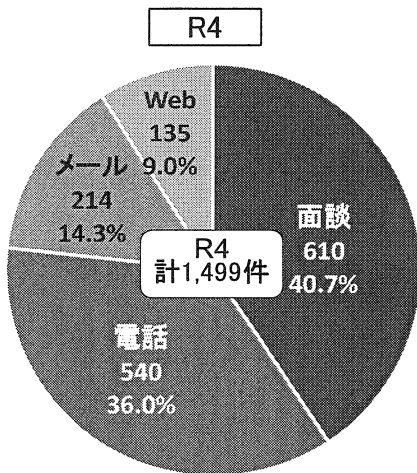
R4	59.0%	5.0%	1.2%	1.2%	18.3%	5.3%	3.8%	6.2%
R3	84.8%	1.5%	0.3%	0.6%	8.2%	3.8%	-	0.9%

2 相談件数の状況
相談件数 1,499件

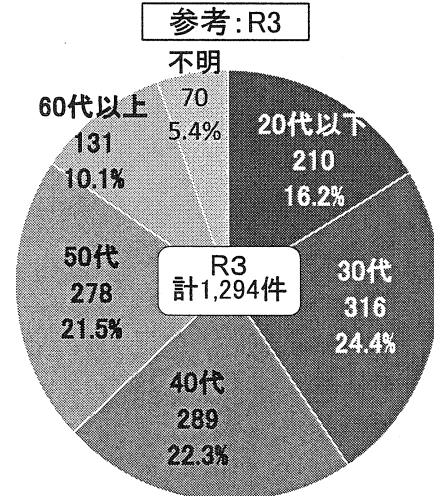
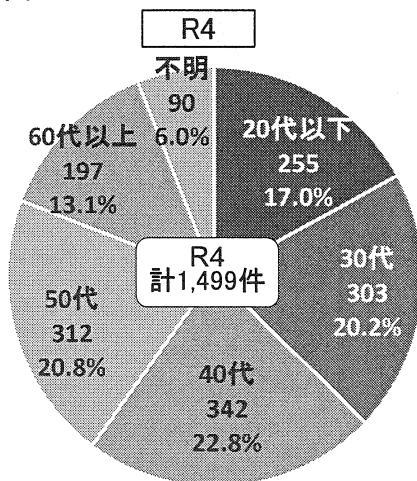
(1) 受付場所



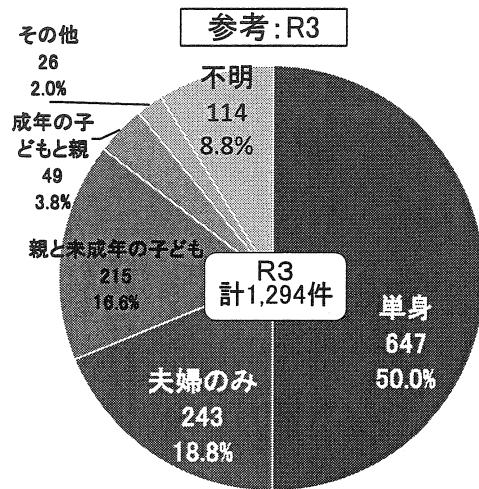
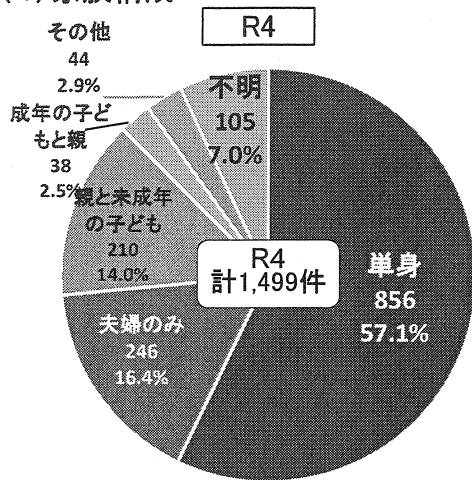
(2) 相談方法



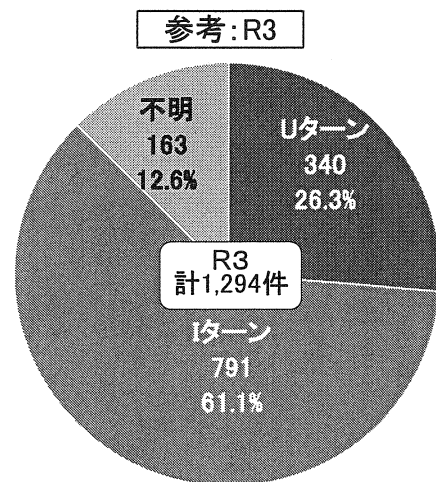
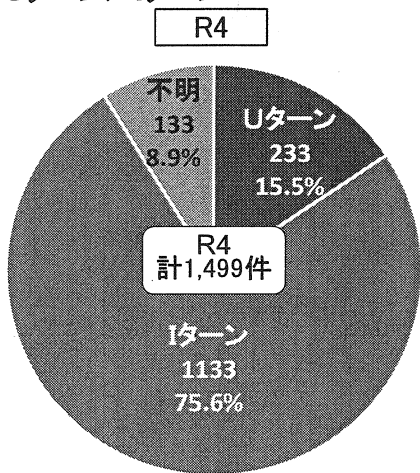
(3) 年代



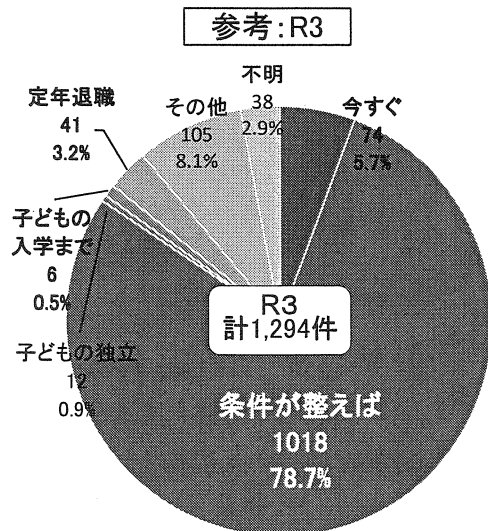
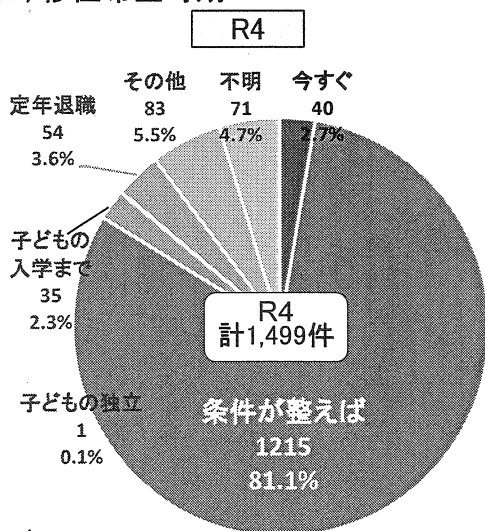
(4) 家族構成



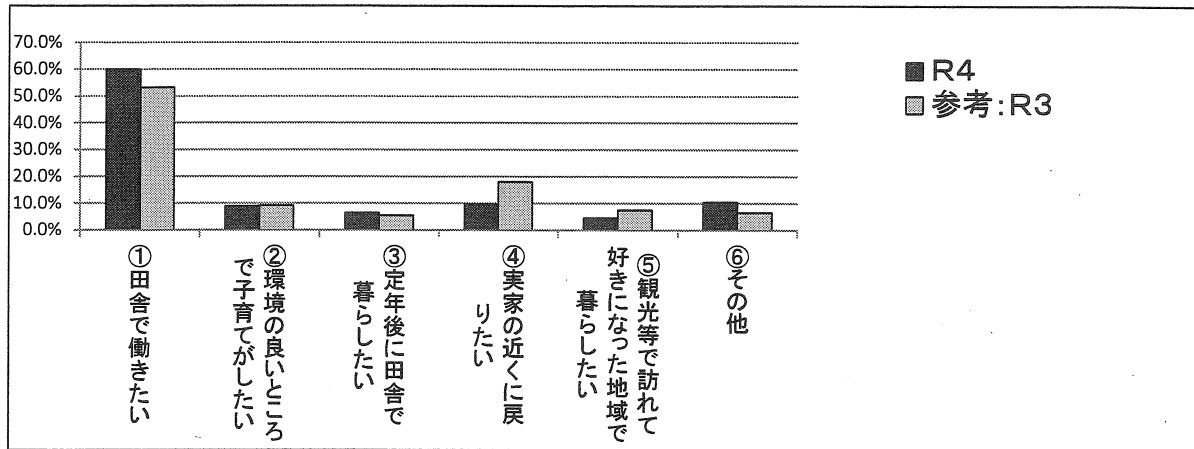
(5) Uターン/Iターン



(6) 移住希望時期

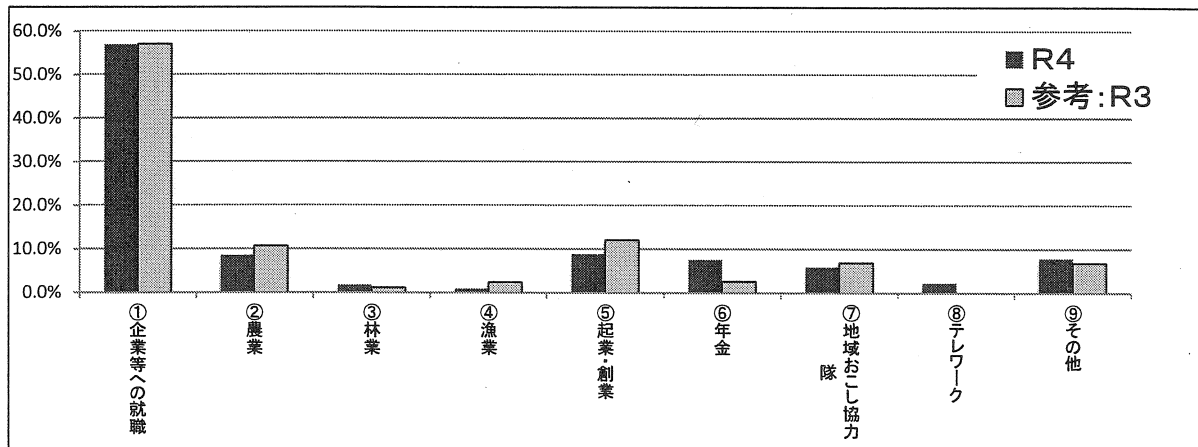


(7) 相談のきっかけ(複数回答有延べ R4:1,631 件、R3:1,516 件)



	①	②	③	④	⑤	⑥
R4	59.9%	9.0%	6.5%	9.7%	4.5%	10.4%
R3	53.2%	9.2%	5.5%	18.0%	7.5%	6.6%

(8) 移住先での生活基盤(複数回答有延べ R4:1,780 件、R3:1,600 件)



	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
R4	56.9%	8.5%	1.7%	0.8%	8.8%	7.5%	5.8%	2.2%	7.8%
R3	57.1%	10.8%	1.2%	2.4%	12.1%	2.6%	6.9%	-	6.9%

(8) 市町の行財政運営への支援について

県では、県内 29 の市町が自主的・自立的な行財政運営を行いながら、県民に必要な行政サービスを効率的・効果的に提供できるよう、市町に対する助言や情報提供などの支援を行っています。

1 行財政運営

(1) 現状と課題

県内市町は、厳しい地方財政の中、少子高齢化や人口減少、公共施設等の老朽化といった今日我が国が直面する課題をはじめ、地域におけるさまざまな行政課題に取り組んでいます。その財政状況については、実質収支が赤字の団体はありませんが、経常収支比率が高い水準にある団体も多いなど、厳しい財政運営の状況が続いています。

市町において、基礎自治体としての自主性、自立性が確保され、効率的かつ効果的な行財政運営が安定的に行われるとともに、社会経済情勢の変化やこれに伴う国の制度変更などへの円滑な対応が必要です。

(2) 今後の取組

引き続き、市町の自主性を尊重しつつ、行財政制度の適切な運用について、「市町と県との勉強会」の開催や、総務省の専門家派遣事業を活用した個別支援等を通じて、市町に対し必要な助言や情報提供による支援を行います。

2 地方創生

(1) 現状と課題

平成 26 年度に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されたことを受け、県内の全ての市町において「地方版総合戦略」と「地方人口ビジョン」が策定され、市町の地方創生の実現に向けて取り組んでいます。

県においては、これまで市町との勉強会の開催や市町訪問による意見交換を実施し、地方創生関連交付金に係る事業計画の策定支援や、他県の優良事例の紹介など、市町の取組の実効性が高まるよう、必要な助言や情報提供を行っています。

地方創生をめぐる動きとして、国において、令和 4 年度にデジタルの力を活用して地方創生の取組を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」をめざす「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が新たに策定されたことに伴い、市町においても地方版総合戦略の改訂を求められており、県の支援が必要です。

(2) 今後の取組

総合戦略に位置付けられた取組を地方創生の実現につなげられるよう、引き続き市町との勉強会などの機会を通じて、国の動きや他府県の優良事例の情報提供を行うなど、市町の主体的な取組を積極的に支援します。また、地方版総合戦略の改訂にかかる市町向け説明会を開催するなど、必要な支援を行います。

3 新型コロナウイルス感染症対策および物価高騰対策にかかる市町対応について

(1) 現状と課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細かに必要な事業を実施できるよう、令和2年度に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、「臨時交付金」という。）」が創設されました。

また、令和4年度には、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に係る対策を一層強化するため、臨時交付金において「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設、増額されるとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」が措置されました。

市町においては、臨時交付金を活用した事業の効果検証を行い、その結果を速やかに公表するよう求められるなど、臨時交付金にかかる事務負担が増加しています。

県では、市町からのさまざまな問い合わせに丁寧に対応するとともに、質疑応答を集約し共有するなど、事業が円滑に実施できるよう支援してきました。

(2) 今後の取組

今後も、市町が円滑に臨時交付金の交付を受けられることができるよう、また、臨時交付金を活用した事業の効果検証を行い、その結果が適切に公表されるよう、必要な助言や情報提供等を行うことで、市町を支援します。

(9) スポーツの推進について

三重県スポーツ推進条例がめざす、県民がスポーツの価値を広く享受し「県民力を結集した元気なみえ」の実現に向け、新たに策定した「第3次三重県スポーツ推進計画」（計画期間：令和5年度～8年度）における施策が進められるよう、市町および関係団体等と連携して取り組みます。

1 地域スポーツの推進

(1) 現状と課題

県民の皆さんが、スポーツによる「楽しさ」を享受できるよう、生涯にわたって運動・スポーツにふれ親しむ環境づくりを進めるとともに、三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた取組により各地域に遺された施設や人材等のレガシーを活用し、スポーツの振興やスポーツを通じたまちづくりにつなげる必要があります。

(2) 今後の取組方向

「みえのスポーツフォーラム」や「みえスポーツフェスティバル」、「第17回美し国三重市町対抗駅伝」などの地域スポーツ推進の取組を通じて、子どもから高齢者に至る幅広い世代の皆さんが、生涯にわたって運動・スポーツにふれ親しむことができるよう取り組みます。また、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員をはじめとする地域スポーツの担い手の養成・資質向上に取り組みます。

「レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金」（令和5年度当初予算額：1億3千万円）により、市町・競技団体等が実施する国際・全国大会等の大規模大会の開催、トップチームの合宿誘致、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催競技に関わるスポーツイベントの開催などの取組を支援します。

2 スポーツ施設の管理運営、整備

(1) 現状と課題

①スポーツ施設の管理運営

スポーツ推進局では、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿（鈴鹿スポーツガーデン）、三重交通G スポーツの杜 伊勢（総合競技場）、ドリームオーシャンスタジアム（松阪野球場）、ライフル射撃場の4施設を所管しています。いずれも指定管理者制度を活用して、施設の安全性・利便性の確保および効果的・効率的な管理運営に努めています。

各施設の指定管理者においては、感染防止対策も講じつつ、安全、快適なサービスの提供に取り組んでおり、引き続き、利用促進に向けた取組を積極的に進めていく必要があります。

令和4年度県営スポーツ施設年間利用者数 (単位：人)

施設名	利用者数	合計	目標値
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	497,509	809,510	697,000
三重交通G スポーツの杜 伊勢	286,353		
ドリームオーシャンスタジアム	23,034		
ライフル射撃場	2,614		

②スポーツ施設の整備

令和4年度における施設整備として、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場のプール照明LED化改修、三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場のサッカー・ラグビー利用に向けた備品等の整備、ドリームオーシャンスタジアムの管理棟スタンド防水やトイレ改修などを行いました。

引き続き、施設機能の維持・向上や老朽化施設の改修等を計画的に行い、安全、快適な利用環境の提供に取り組む必要があります。

(2) 今後の取組方向

①スポーツ施設の管理運営

ア) 利用促進の取組

皆さんに安心して利用いただくため、感染防止対策を講じつつ、利用者にとって満足度の高い事業やサービスの提供、大規模大会・スポーツ合宿の新規誘致など、指定管理者と連携した利用促進に取り組みます。

イ) 次期指定管理者の選定

平成31年4月1日から始まる現在の指定期間が令和6年3月31日までとなっていることから、指定管理者の指定にかかる手続きを行います。選定過程や手続きの透明性・公正性を高めるため、有識者等で構成する「指定管理者選定委員会」を設置し、指定管理候補者を選定します。

②スポーツ施設の整備

三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 サッカー・ラグビー場や庭球場等の照明LED化改修、三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場のサッカー・ラグビー利用に向けた芝生常緑化、ライフル射撃場の管理棟新設などに取り組みます。

スポーツ推進局が所管する県営スポーツ施設

別紙

	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 (鈴鹿スポーツガーデン)	三重交通G スポーツの杜 伊勢 (総合競技場)	ドリームオーシャンスタジアム (松阪野球場)	ライフル射撃場	
施設 の 概 要	所在地	鈴鹿市御園町 1669 番地	伊勢市宇治館町 510 番地	松阪市立野町 1370 番地	津市中村町字国主谷
	設置 年 月	第1期 H4.10 / 第2期 H9.7 / 第3期 H19.4	体育館 S39.4/S47.4 競技場 S43.12/S48.5 トレーニングセンターH2.3	S50.8	S47年度
	構造 規 模 等	<p>□敷地面積 391,000㎡ (第1期)</p> <p>○サッカー・ラグビー場 (H4.10.11 供用開始) メイングラウンド面積 14,432㎡ 第1・2グラウンド面積 25,500㎡ 第3・4グラウンド面積 28,600㎡ メインスタンド地上3階鉄筋コンクリート造 (第2期)</p> <p>○屋内水泳場 (国際公認、JOC 認定競技別強化センター指定施設) (H9.7.12 供用開始) 建築面積 10,185㎡、延面積 18,807㎡、地上3階 地下1階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)</p> <p>○庭球場 (H9.7.12 供用開始) ・管理棟：建築面積 472㎡、延面積 1,168㎡ 地上3階鉄筋コンクリート造 ・センターコート：建築面積 1,581㎡、延面積 1,987㎡、地上2階鉄筋コンクリート造 ・シェルターコート：建築面積 3,465㎡ 延面積 3,031㎡、地上1階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) ・屋外テニスコート：延面積 16,100㎡ ・屋外テニスコントロール棟：建築面積 78㎡ 延面積 105㎡、地上2階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) (第3期)</p> <p>○体育館 (H19.4.1 供用開始) 延面積 4,308㎡、アリーナ面積 2,010㎡ 地上2階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) (第3期以降)</p> <p>○多目的広場 (H17.9.1 供用開始) 面積 5,212㎡</p> <p>○クライミングウォール (H19.7.21 供用開始) 高さ 12m×幅 4m</p>	<p>□敷地面積 185,426㎡ (五十鈴公園全体)</p> <p>○体育館 (S39.4 供用開始) 建築面積 3,748㎡、延面積 5,783㎡ 地上3階・地下1階鉄筋コンクリート造</p> <p>○体育館別館 (S47.4 供用開始) 建築面積 968㎡、延面積 1,093㎡</p> <p>○陸上競技場 (日本陸連第1種公認、国際陸連認証クラス2) (S43.12 供用開始、H27~H29 大規模改修、H29.10.21 供用開始) ・メインスタンド 建築面積 6,070㎡、延面積 11,378㎡ 地上4階鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 ・バックスタンド 建築面積 4,078㎡、延面積 5,699㎡ 地上2階鉄筋コンクリート造 ・サイドスタンド 建築面積 5,047㎡、延面積 3,374㎡ 地上1階・地下1階鉄筋コンクリート造 ・メインフィールド 400m×9レーン ・大型映像装置</p> <p>○第二陸上競技場 (第3種公認) (H28.4.11 供用開始)</p> <p>○投てき場 (H28.8 供用開始)</p> <p>○トレーニングセンター (H2.3 供用開始) 建築面積 355㎡、延面積 345㎡ 地上1階鉄骨造</p> <p>○多目的広場 (H31.3.14 供用開始) 面積 12,446㎡</p>	<p>□敷地面積 25,182㎡</p> <p>○野球場管理棟及びメインスタンド (S50.8 設置) 地上2階鉄筋コンクリート造</p> <p>○芝生スタンド 8,971㎡</p> <p>○グラウンド1面 13,787㎡ (両翼 92.8m、ホームセンター間 120m)</p>	<p>□敷地面積 21,055㎡</p> <p>○管理棟 100㎡ (S48年度供用開始) 延床面積 100㎡、地上1階鉄骨造</p> <p>○10m射場(第2種射撃場) (S49年度設置、H29建替、H30.3.3 供用開始) 建築面積 731㎡、延床面積 722㎡ 地上1階鉄骨造 28射座</p> <p>○50m射場(第2種射撃場) (S47年度設置、H29改修、H30.3.3 供用開始) 射座棟 建築面積 504㎡、延床面積 504㎡ 地上1階鉄骨造 26射座</p> <p>標的棟 建築面積 73㎡、延床面積 21㎡ 地上1階鉄骨造</p>
ネーミング ラ イ ツ	ネーミングライツ・パートナー：三重交通グループホールディングス (株) ネーミングライツ料：両施設で1,000万円/年 期間：H26.10.1~R6.9.30 (10年間)		ネーミングライツ・パートナー：瀬古食品(有) ネーミングライツ料：200万円/年 期間：R3.4.1~R13.3.31 (10年間)		
指定管理者 (R元-R5)	三重県スポーツ協会グループ ((公財) 三重県スポーツ協会と (株) ジャパンスポーツ運営によるJV)	三重県スポーツ協会グループ ((公財) 三重県スポーツ協会と (株) ジャパンスポーツ運営によるJV)	(公財) 三重県スポーツ協会	三重県ライフル射撃協会	
施設の設置 目的 (役割)	県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興を図る。	県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図る。	県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図る。	ライフル射撃の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与する。	
年間利用者数 (令和4年度)	497,509人	286,353人	23,034人	2,614人	
指定管理料 (R元-R5)	1,601,548千円	342,835千円	105,573千円	2,216千円	

(10) 競技力向上対策について

1 競技力向上対策について

(1) 現状と課題

ア 現状

本県では、平成 25 年に知事を本部長とする三重県競技力向上対策本部を設置し、三重県競技力向上対策基本方針に基づき、計画的に対策を進めています。

- ① 少年種別では、タレント発掘事業やジュニアの育成事業により、将来の競技スポーツを担う新たな選手を発掘するとともに、ジュニア選手の育成拠点となるチーム・運動部や競技団体を指定し、その強化活動を支援し、安定的な競技力の確保を図っています。
- ② 成年種別では、安定的に競技力を維持するため、就職支援によるトップアスリートの県内定着等により新たな選手の確保に取り組むとともに、本県ゆかりの選手を支援して帰属意識の醸成を図っています。また、三重とこわか国体を契機に結成されたチームについては、毎年度の達成目標を設定して進捗管理を行いつつ、強化活動を支援しています。
- ③ 国際大会や全国大会で活躍する選手を支える優れた指導者を養成するため、チームみえ・コーチアカデミーセンター事業により、ジュニア選手から成年選手まで各年齢層の中心となる指導者の指導力の向上を図り、各選手の年齢に応じた一貫した指導体制の構築に取り組んでいます。また、令和 4 年度からは、新たに 3 期生が受講を開始するとともに、本事業の修了者 27 名を対象に、コーチデベロッパー（指導者を指導する者）の養成に取り組んでいます。

イ 課題

- ① 国際大会や全国大会で本県選手が活躍できるよう、これまで高めてきた競技力を一過性のものとすることなく、競技力向上対策を継続する必要があります。
- ② 国体の予選会にあたる東海ブロック大会は特に強豪揃いであることから、突破率が上がるよう、今年の鹿児島国体での活躍に向け、予選会までの強化活動を集中的に支援する必要があります。

(2) 今後の取組方向

令和 4 年 11 月に開催した第 18 回競技力向上対策委員会では、栃木国体の結果をふまえ、有識者と課題を洗い出し、今後の戦略を検討しました。鹿児島国体で選手が活躍できるよう、東海ブロックの突破に向け、選手や競技団体の行う強化活動を支援していきます。

また、引き続き現状の取組に加え、医・科学の知見を取り入れた選手の支援などにも取り組めます。

ア 選手が最高のパフォーマンスを発揮できるよう、チームドクター、トレーナー、栄養士等の専門スタッフと連携し、選手のコンディションをピークに合わせるための積極的な医・科学の活用を図ります。

イ 三重とこわか国体を契機に結成されたチームについては、組織力や運営力を高めるため、専門性を有するアドバイザーを活用し、持続的な運営や経営ができる体制づくりを支援します。

2 パラアスリートへの支援について

(1) 現状と課題

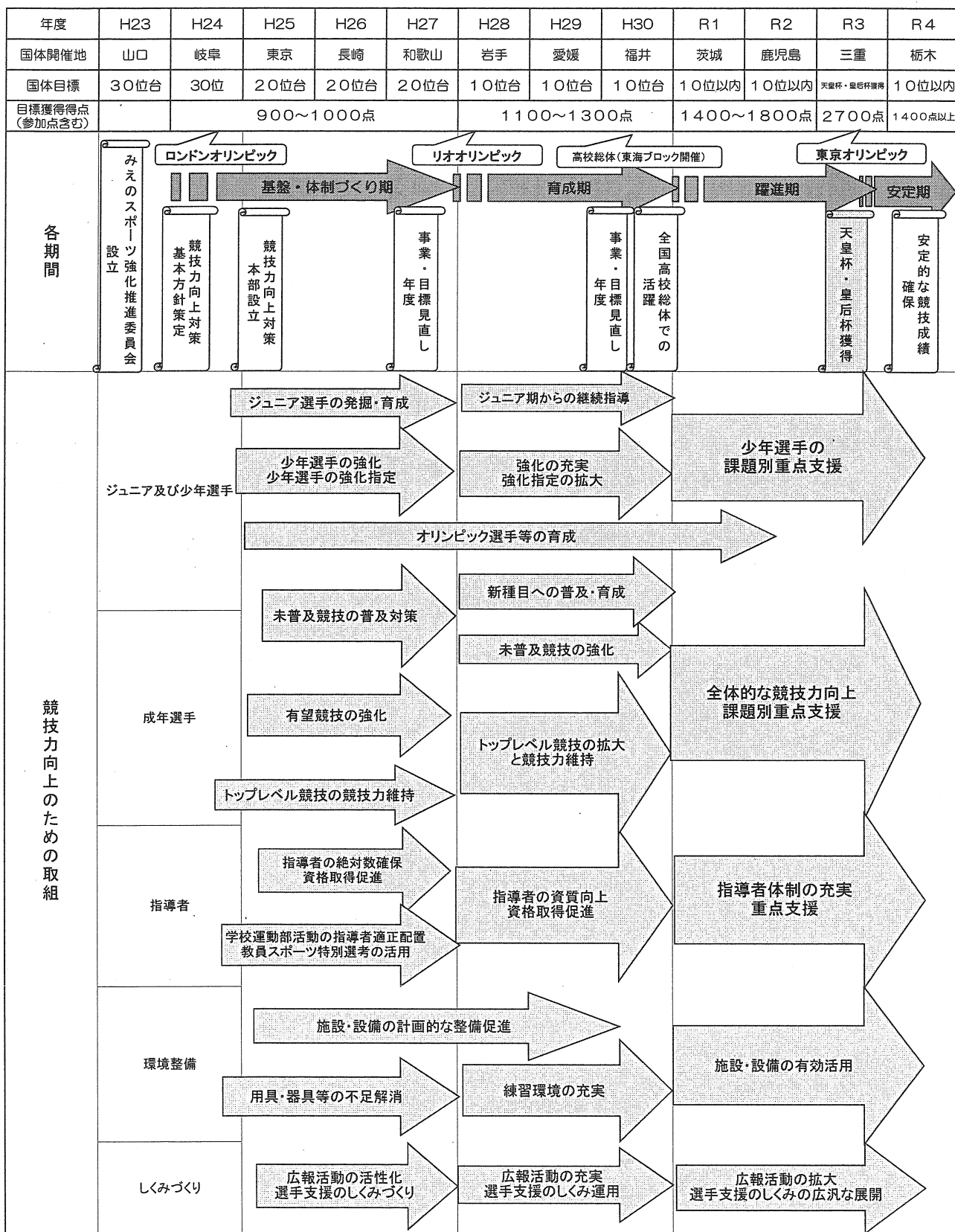
東京2020パラリンピックなどを契機にパラアスリートへの関心が高まっており、令和4年度から一定の競技レベルを有し国際大会や全国大会で活躍が期待される本県ゆかりの選手を支援しています。令和4年度は14名を指定し、強化活動を支援しました。

課題として、競技によっては県内にパラスポーツを専門とするコーチや同じレベルの練習パートナーがおらず、活動拠点を海外や県外に求めざるを得ない場合があることや、競技用具の機能や調整具合が勝敗を分けることなどがあります。

(2) 今後の取組方向

パラリンピック等選手強化指定事業により指定した本県ゆかりの選手が、今後も国際大会や全国大会で活躍できるよう、個々の選手の状況把握に努めつつ、各競技の特性をふまえたきめ細かな支援に取り組めます。

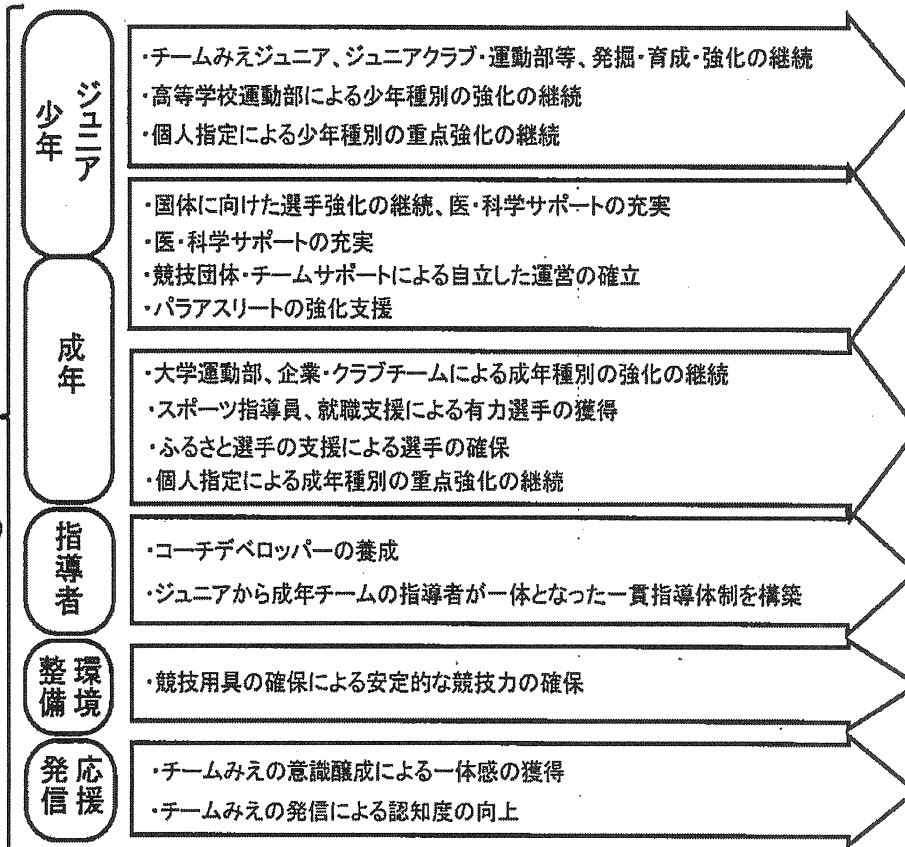
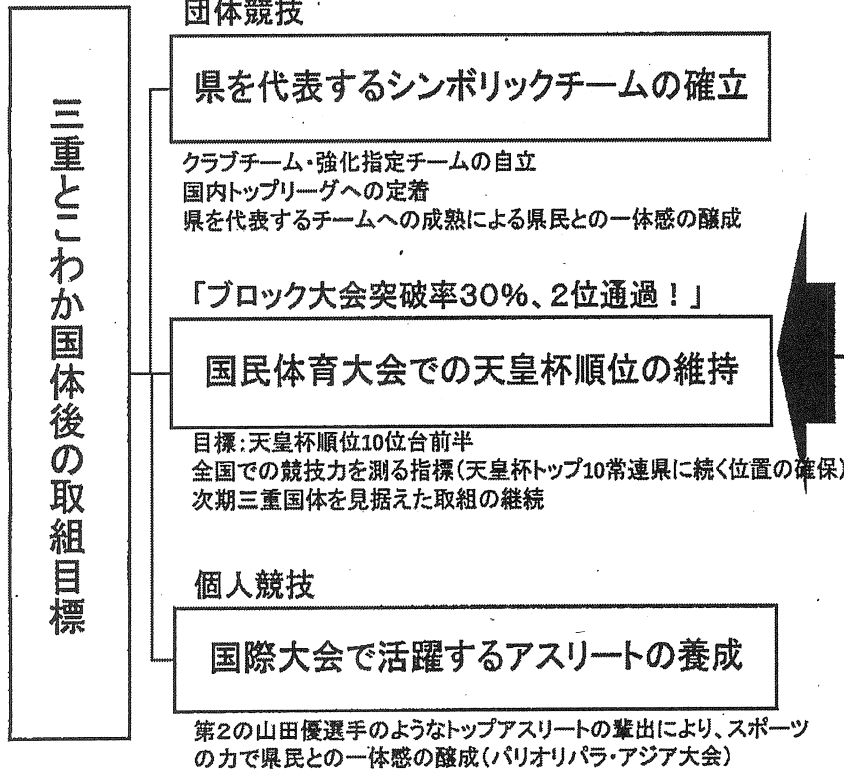
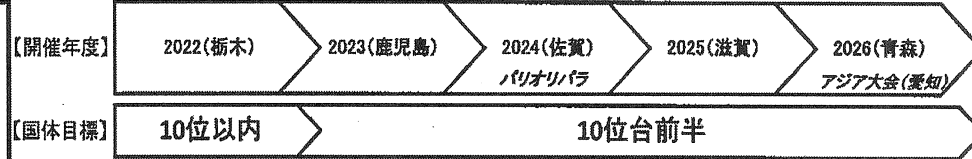
三重県競技力向上対策基本方針における目標及び計画



令和4年度以降の競技力向上に係る取組方針

(※ 令和4年6月20日三重県競技力向上対策本部第10回本部会議で決定)

競技力向上対策本部の存続
 (目標設定、課題分析、取組評価+指導・助言)
 ~Go Forward チームみえ!~
 「これまでに積み重ねたノウハウを引き継ぎ目標に向かって前進する」



※次期国体開催に向けた競技力の維持向上

(11) 南部地域の振興について

1 現状と課題

南部地域は、主な産業である第一次産業の活力が低下し、若者世代の人口の流出と少子高齢化が進行している一方、世界遺産である熊野古道伊勢路をはじめ、歴史、文化、自然等の地域資源に恵まれた地域です。

このため、豊かで持続可能な地域社会を維持し、地域の活力が向上するよう、南部地域活性化基金等を活用し、市町と連携しながら地域づくりに取り組むとともに、令和6年の世界遺産登録20周年も見据え、南部地域の特色ある資源を生かした観光振興、産業振興等に取り組んでいく必要があります。

2 令和5年度の主な取組

(1) 南部地域活性化基金事業

南部地域の魅力を生かした若者の出逢いの場の創出や空き家バンク機能の強化・連携、第一次産業の体験を通じた関係人口の創出など、複数市町が連携した南部地域の活性化に向けた取組を支援します。

- ・南部地域自転車活用事業（玉城町、度会町、南伊勢町）
- ・東紀州自転車活用事業（紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町）
- ・熊野古道路面標示シート設置事業（紀北町、尾鷲市）
- ・空き家バンク強化・活用連携事業（大台町、尾鷲市、紀宝町）
- ・地場産業、一次産業など地域産業の維持に関する関係人口の創出事業
（南伊勢町、尾鷲市）
- ・南部地域の魅力を生かした若者出逢いイベント事業（大台町、度会町、大紀町）
- ・南三重地域就労対策協議会負担金（伊勢市ほか10市町）

(2) 豊かな自然の中で安心して楽しめる南部地域魅力発信事業

県内学校が実施する南部地域を行先とした宿泊を伴う体験教育旅行を支援し、児童生徒の南部地域への愛着形成につなげていくとともに、県外学校に対する南部地域への教育旅行誘致に向けたモニターツアーを実施することで、教育旅行の目的地として南部地域が継続的に選ばれるよう取り組みます。

(3) 若者の定着・活動人口の創出に向けた取組

南部地域外に進学・就職した若者を対象に、南部地域の特徴ある企業の見学やいきいきと暮らす方々との交流、自然や文化の体験を通して、南部地域で働くことや暮らすことの魅力を体感してもらうツアーを実施します。

また、若者の地域への愛着形成を促進するとともに、出身者を中心として地域づくりに参画する関係人口を創出するため、地域を離れた若者が、地域住民等との交流を深めながら、地域課題解決のためのフィールドワークを行い、課題の分析とその解決に向けて活動する取組を進めます。

さらに、南部地域にあるさまざまな地域資源のファンやマニアと地域の人びとが連携し、観光資源として磨き上げることを通して、関係人口の創出や地域活力の向上につなげていきます。

(4) 熊野古道等地域資源を活用した取組

① 誘客と受入環境の整備

熊野古道伊勢路の世界遺産としての価値を背景とした「歩き旅」を象徴的なイメージとしてブランディングを進めるため、熊野古道伊勢路における統一感のある案内標識の整備支援、山歩きアプリの活用など受入環境整備を行います。また、スペイン・バスク自治州等との相互交流など魅力のさらなる向上を図るとともに、宿泊施設の案内機能の強化など「拠点滞在型観光」を推進し、さまざまな地域イベント等と連動させながら、来訪者の滞在の長期化やリピーターの獲得を図ります。

② 持続可能な熊野古道の保全体制の構築

熊野古道伊勢路に関するさまざまな活動をしている関係者が一堂に会し、意見交換や調整を行う場である「熊野古道協働会議」の枠組みを通じて、保全団体や民間企業、市町等と連携し、熊野古道伊勢路全域で持続可能な保全体制を構築します。

(5) 集客交流拠点の活用

① 熊野古道センター

平成 19 年 2 月に情報発信と集客交流の拠点として整備し、NPO 法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワークが指定管理による運営を行っています。

熊野古道のビジターセンターとして来訪者に情報提供を行うとともに、企画展、交流会、体験学習を実施しています。

また、令和 9 年の開館 20 周年に向け、有識者等の意見を参考に、計画的な展示内容のリニューアルに向けた検討を行っています。

② 紀南中核的交流施設「里創人熊野倶楽部」

紀南地域における集客交流拠点として、平成 21 年 7 月に熊野市内にオープンし、株式会社エムアンドエムサービス（大阪市中央区）が運営しています。

引き続き、県・地元市町・運営事業者等で構成する「紀南中核的交流施設事業推進会議」を開催し、地域の意見の事業運営への反映や課題の共有を図り、地域資源の活用促進や地域雇用の増加などにつなげていきます。

(6) (一社) 東紀州地域振興公社の取組

東紀州地域の振興を図り、地域の自立的な発展を進めるため、県・東紀州5市町により設置している東紀州地域振興公社は、令和5年3月31日付けで「登録観光地域づくり法人」(登録DMO)に登録されました。

同公社は、観光振興、産業振興、地域おこしの3つの柱で各種事業に取り組んでおり、今後は、登録DMOのメリットを生かしつつ、これまで以上に集客や観光消費額の拡大を図っていきます。

- ・観光振興 高付加価値なインバウンド観光地づくり事業の推進、熊野古道伊勢路や豊かな自然を生かした拠点滞在型観光の推進、マーケティングによる効果的な戦略に基づく観光地域づくり
- ・産業振興 地域資源を活用した製品・サービスの高付加価値化や販売促進、宿泊・飲食・土産物など観光サービス業の質を高める取組の支援
- ・地域おこし 語り部養成講座や、熊野古道語り部友の会等の活動支援、首都圏での熊野学講座の開催

3 熊野古道世界遺産登録20周年に向けたプロモーションの強化

熊野古道伊勢路は、平成16年に世界遺産登録され、令和6年には登録20周年を迎えます。

来訪した人々が、安全・安心に歩くことができる環境整備を行うとともに、首都圏でのシンポジウムや、大都市圏での熊野古道セミナーなどのイベントの開催などプロモーションを強化し、「歩き旅」のブランディングの推進と20周年に向けた話題作りと気運を醸成していきます。

【主な取組予定】

- ・山歩き層をターゲットにした熊野古道セミナー
- ・首都圏におけるシンポジウム(奈良県、和歌山県と連携)
- ・熊野古道伊勢路をテーマとした首都圏プロモーション(観光部と連携)
- ・熊野古道伊勢路踏破ウォーク
- ・SNSを活用したインバウンド向けのプロモーション

4 南部地域振興プラン(仮称)の策定

南部地域の振興に向けた中期的な取組の指針となる「南部地域振興プラン(仮称)」を今年度中に策定します。

策定にあたっては、これまでの取組の検証や各種データの分析、市町等へのヒアリング等を行いつつ、有識者のご意見も伺ったうえで、県全体の中期戦略計画「みえ元気プラン」のほか、人口減少対策方針等の各分野別方針・計画とも連動し、南部地域の振興に向けて注力すべき分野について取組方向を示すことを予定しています。